

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成19年6月



K I C H I R I & C o .

株式会社きちり

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式142,120千円（見込額）の募集及び株式15,200千円（見込額）の売出しについては、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年6月6日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社きちり

大阪市中央区南本町二丁目6番22号

本ページ及びこれに続くカラー図表等は、当社の概況を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

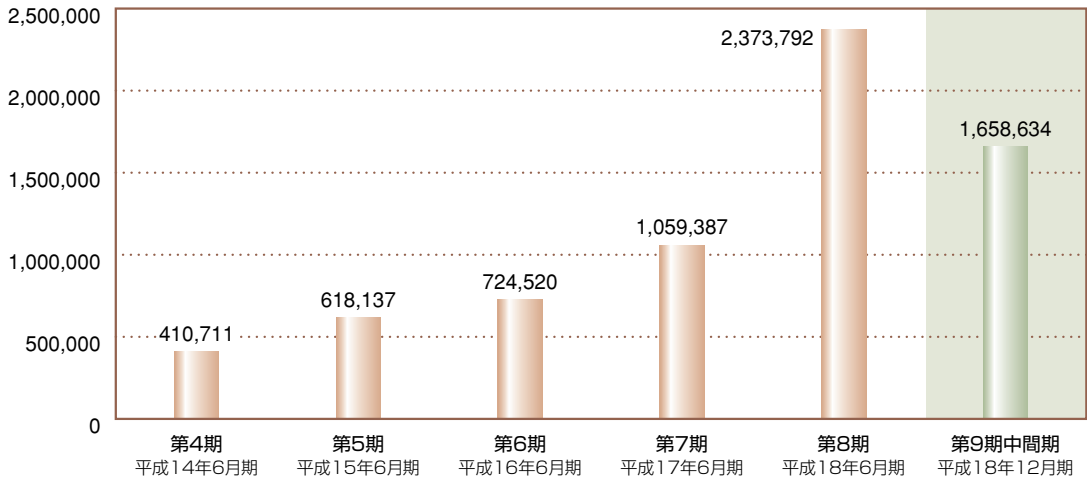
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期中間期
決算年月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成18年12月
売上高(千円)	410,711	618,137	724,520	1,059,387	2,373,792	1,658,634
経常利益(千円)	21,132	13,611	16,857	15,886	104,846	83,113
当期(中間)純利益 または当期純損失(△)(千円)	6,660	5,828	9,092	△82	49,338	44,379
持分法を適用した 場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金(千円)	10,000	40,000	48,000	186,625	282,925	282,925
発行済株式総数(株)	200	800	2,400	3,205	7,052	7,052
純資産額(千円)	19,049	54,877	79,970	357,138	599,076	643,455
総資産額(千円)	291,827	425,689	364,581	918,390	1,255,236	1,665,565
1株当たり純資産額(円)	95,248.36	68,597.42	33,320.94	111,431.57	84,951.30	91,244.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純 利益金額または1株当 り当期純損失金額(△)(円)	33,302.26	28,430.55	10,609.47	△30.84	7,243.92	6,293.13
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	6.5	12.9	21.9	38.9	47.7	38.6
自己資本利益率(%)	42.4	15.8	13.5	—	10.3	7.1
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	70,314	247,244	144,699
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	△247,329	△569,030	△262,690
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	408,604	240,839	228,203
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高(千円)	—	—	—	305,506	224,561	334,773
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	19 (35)	31 (62)	39 (59)	77 (130)	115 (247)	123 (305)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第4期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第8期及び第9期中間期の潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第7期、第8期及び第9期中間期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けておりますが、第4期から第6期までの財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 当社は平成18年6月30日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成18年5月8日付大証上場第91号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期から第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期中間期
決 算 年 月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成18年12月
1株当たり純資産額 (円)	47,624.18	34,298.71	16,660.47	55,715.79	84,951.30	91,244.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益金額または1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	16,651.13	14,215.28	5,304.74	△15.42	7,243.92	6,293.13
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—

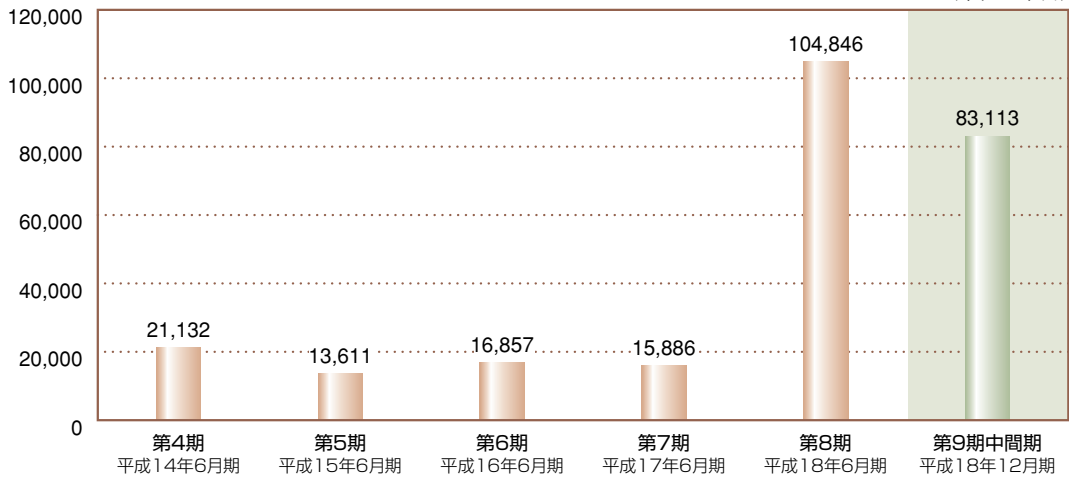
● 売上高

(単位：千円)



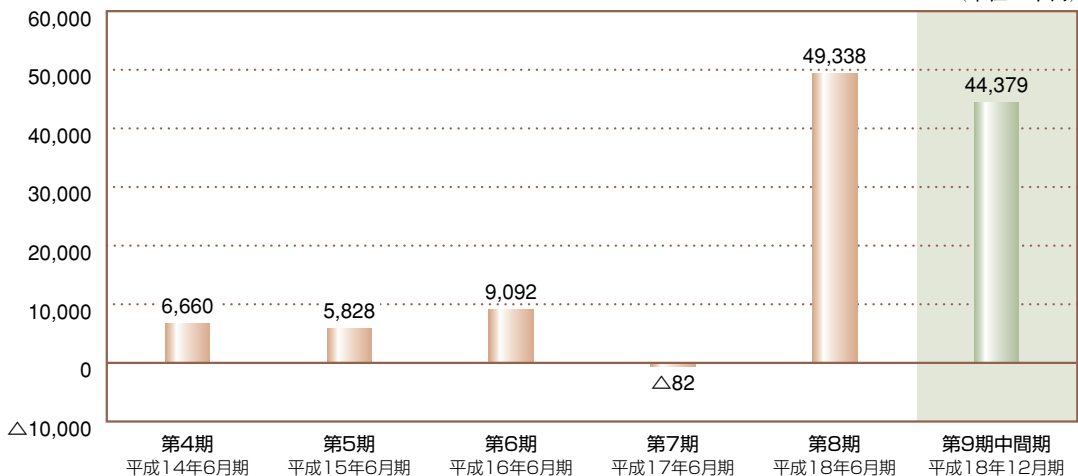
● 経常利益

(単位：千円)

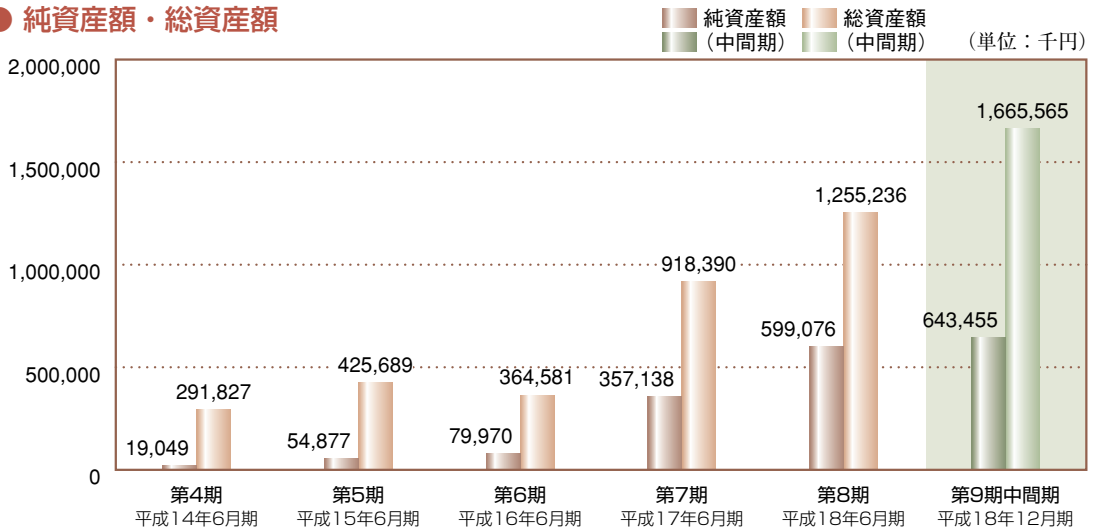


● 当期(中間)純利益または当期純損失(△)

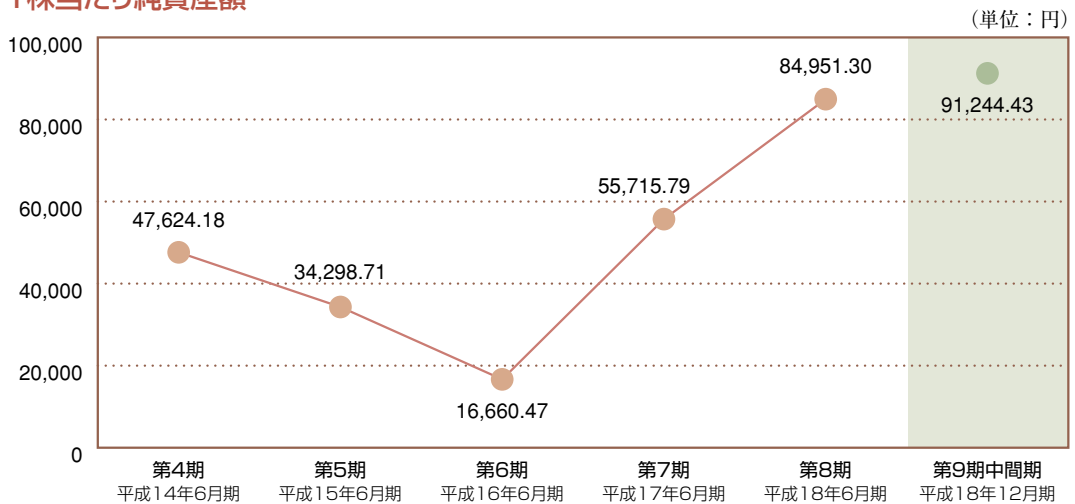
(単位：千円)



● 純資産額・総資産額

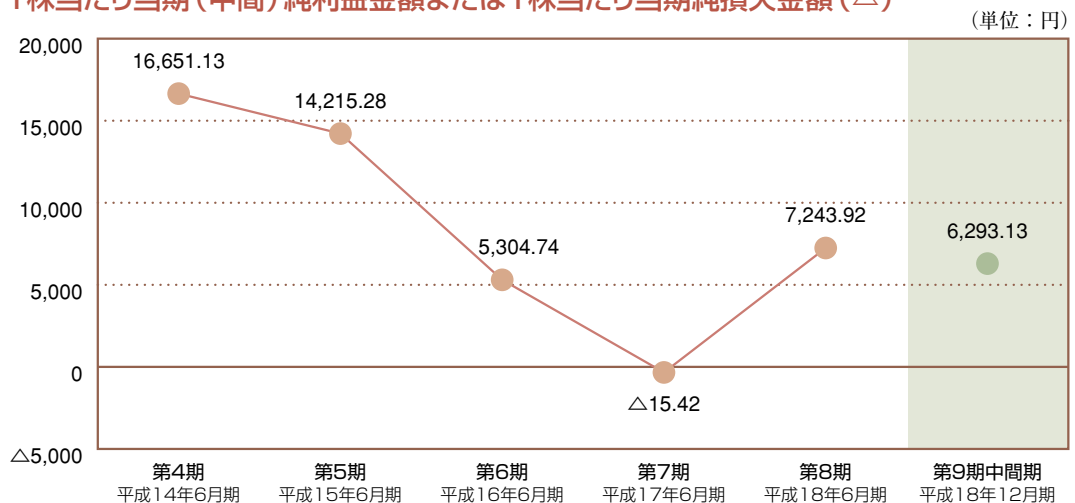


● 1株当たり純資産額



(注) 当社は平成18年6月30日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を表記しております。

● 1株当たり当期(中間)純利益金額または1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は平成18年6月30日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を表記しております。

2. 事業の内容

当社は、団塊の世代ジュニア以降を対象に、現代人の食ニーズに合った『モダン和食』（※）を商品コンセプトとし、「Modern Japanese Dining KICHIRI」及び「Casual Dining KICHIRI」を主力業態として、大阪府に24店舗、兵庫県に5店舗、京都府に3店舗、奈良県に1店舗、東京都に1店舗の直営による飲食事業を展開しております。

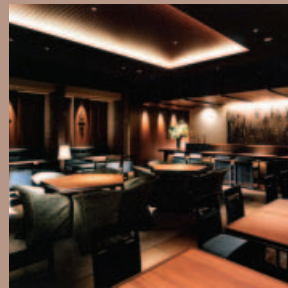
それぞれの特徴は以下のとおりであります。なお、出店数については平成19年5月31日現在で記載しております。また、各業態の店舗は「第二部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

※モダン和食…団塊の世代以降、外食の産業化とともに急速に広がった外食の機会の高まりによって、現代日本人の食に対する嗜好が急激な変化を遂げました。これからもなお、食の嗜好は純和食から西洋、エスニックなどの要素を含んだ新しい現代的な和食（モダン和食）に推移すると考えられます。そのことを踏まえ当社では、海外においても新しい日本の食文化と捉えられているモダン和食をオリジナル商品コンセプトとして店舗展開を行っております。

Modern Japanese Dining KICHIRI

サービス経験豊富なスタッフによる質の高いホスピタリティ（心のこもったおもてなし）溢れるサービスを提供し、ランプシェードや間接照明を使用することで落ち着いた大人の空間を演出し、旬の味覚を和洋折衷の調理方法や色使いに気遣った盛り付けなど、オリジナリティ溢れる料理で楽しめる、本物志向のダイニングです。

出店形態：ビジネス街
客単価：5,000～6,000円



KICHIRI
yodoyabashi
(大阪府中央区・賃借物件)



KICHIRI
karasuma
(京都市下京区・賃借物件)



Casual Dining KICHIRI

企業理念の『大好きがいっぱい』を表現したスタッフによる真心のこもったおもてなしと、デザイナーズマンションをイメージしたリビング風の内装で、友人の家に遊びに来たようなリラックス出来る空間を演出し、「Modern Japanese Dining KICHIRI」の人気メニューである料理やデザート食材、調理法において合理化する事により低価格で楽しんで頂けるようアレンジしたダイニングです。

出店形態：繁華街、主要ターミナル駅前、
郊外の特急・急行停車駅前等
客単価：2,500～3,000円



KICHIRI
三宮サンキョー通店
(神戸市中央区・賃借物件)



KICHIRI
難波駅前店
(大阪市中央区・賃借物件)



KICHIRI
江坂店
(大阪府吹田市・賃借物件)



Traditional Dining KICHIRI

身体に優しい安心・安全な素材を、じっくりと丹精込め意匠を凝らしてご提供するなど、「食」に対する本質的なニーズを掘り起こしております。店舗の内装は懐かしい中にも斬新な要素が取り入れられ隠れ家的なイメージを演出したダイニングです。

出店形態：郊外の特急・急行停車駅前
客単価：3,000～4,000円



きちり 味斗
(大阪府柏原市・賃借物件)



本格酒場 フクリキ

全国から直送される本質にこだわった食材を、シンプル且つダイナミックに調理し、カウンター席を設けることで気取らず楽しめるビジネスマンの新しいライフスタイルを提供する、現代版本格酒場です。

出店形態：ビジネス街
客単価：2,000～3,000円



本町酒場 福力
(大阪府中央区・賃借物件)



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式	5
2. 売出しの条件	6
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	8
第1 企業の概況	8
1. 主要な経営指標等の推移	8
2. 沿革	10
3. 事業の内容	11
4. 関係会社の状況	12
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 業績等の概要	13
2. 生産、受注及び販売の状況	15
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	18
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
7. 財政状態及び経営成績の分析	22
第3 設備の状況	24
1. 設備投資等の概要	24
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況	37

第5	経理の状況	39
	財務諸表等	40
	(1) 財務諸表	40
	(2) 主な資産及び負債の内容	72
	(3) その他	73
第6	提出会社の株式事務の概要	74
第7	提出会社の参考情報	75
	1. 提出会社の親会社等の情報	75
	2. その他の参考情報	75
第四部	株式公開情報	76
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	76
第2	第三者割当等の概況	77
	1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	77
	2. 取得者の概況	79
	3. 取得者の株式等の移動状況	85
第3	株主の状況	86
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年6月6日
【会社名】	株式会社きちり
【英訳名】	KICHIRI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平川 昌紀
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目6番22号
【電話番号】	06(6244)5678(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 葛原 昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目6番22号
【電話番号】	06(6244)5678(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 葛原 昭
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	入札による募集 ー円 入札によらない募集 ー円 ブックビルディング方式による募集 142,120,000円 入札による売出し ー円 入札によらない売出し ー円 ブックビルディング方式による売出し 15,200,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額 は、有価証券届出書提出時における見込額でありま す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	1,100(注)2.

(注) 1. 平成19年6月6日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成19年6月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2【募集の方法】

平成19年6月26日に決定される予定の引受価額にて当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。

引受価額は発行価額(平成19年6月15日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,100	142,120,000	83,600,000
計(総発行株式)	1,100	142,120,000	83,600,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(152,000円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(152,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は、167,200,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	1	自 平成19年6月28日(木) 至 平成19年7月3日(火)	未定 (注) 4.	平成19年7月5日(木)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成19年6月15日に、仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年6月26日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成19年6月15日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成19年6月26日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成19年6月6日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成19年6月26日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株券受渡期日は、平成19年7月6日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込み在先立ち、引受人もしくはその委託販売先証券会社に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成19年6月19日から平成19年6月25日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 堂島支店	大阪市北区堂島一丁目5番17号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年7月5日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号		
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号		
J A I C証券株式会社	東京都港区赤坂二丁目5番1号		
S B Iイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	1,100	—

(注) 1. 引受株式数は、平成19年6月15日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年6月26日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。また、これとは別に、引受人は、上記引受株式数のうち、12株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
154,492,800	12,320,000	142,172,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（152,000円）を基礎として算出した見込額であります。平成19年6月15日開催予定の取締役会で決定予定の会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額142,172千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご覧ください。

第2【売出要項】

1【売出株式】

平成19年6月26日に決定される予定の引受価額にて当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」欄記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	100	15,200,000	大阪府柏原市旭ヶ丘一丁目9番1号 平川勝基 60株 奈良県香芝市穴虫1343番7号 平川貴史 20株 神奈川県川崎市幸区鹿島田958番地 原 裕樹 20株
計(総売出株式)	—	100	15,200,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（152,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

2【売出しの条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成19年 6月28日(木) 至 平成19年 7月3日(火)	1	未定 (注) 2.	引受人の本 支店及び営 業所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13 番16号 みずほインベスターズ証券 株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成19年6月26日)に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成19年6月26日に元引受契約を締結する予定であります。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 引受人は、引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。

6. 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成19年7月6日)であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 大阪証券取引所ヘラクレスへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、みずほインベスターズ証券株式会社を主幹事証券会社として、大阪証券取引所ヘラクレスへの上場を予定しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月
売上高 (千円)	410,711	618,137	724,520	1,059,387	2,373,792
経常利益 (千円)	21,132	13,611	16,857	15,886	104,846
当期純利益または当期純損失 (△) (千円)	6,660	5,828	9,092	△82	49,338
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	40,000	48,000	186,625	282,925
発行済株式総数 (株)	200	800	2,400	3,205	7,052
純資産額 (千円)	19,049	54,877	79,970	357,138	599,076
総資産額 (千円)	291,827	425,689	364,581	918,390	1,255,236
1株当たり純資産額 (円)	95,248.36	68,597.42	33,320.94	111,431.57	84,951.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	33,302.26	28,430.55	10,609.47	△30.84	7,243.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	6.5	12.9	21.9	38.9	47.7
自己資本利益率 (%)	42.4	15.8	13.5	—	10.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	70,314	247,244
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△247,329	△569,030
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	408,604	240,839
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	305,506	224,561
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	19 (35)	31 (62)	39 (59)	77 (130)	115 (247)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第4期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第7期及び第8期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けておりますが、第4期から第6期までの財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 当社は平成18年6月30日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成18年5月8日付大証上場第91号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期から第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月
1株当たり純資産額 (円)	47,624.18	34,298.71	16,660.47	55,715.79	84,951.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	16,651.13	14,215.28	5,304.74	△15.42	7,243.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

2【沿革】

当社は、平成10年7月に有限会社吉利を大阪府柏原市に設立し飲食事業を展開しました。その後事業拡大に伴い、平成12年11月に株式会社きちりに改組し、現在にいたっております。

現在までの沿革は下表のとおりであります。

年月	事項
平成10年7月	有限会社吉利を設立し、飲食事業を展開
平成12年11月	株式会社に改組し、商号を株式会社きちりに変更
平成12年12月	大阪市中央区に「Traditional Dining KICHIRI」第1号店となる「和魂洋菜きちり」（「きちり南船場」）を開店
平成13年9月	大阪市中央区に「Modern Japanese Dining KICHIRI」第1号店となる「KICHIRI honmachi」を開店（現Casual Dining CASA KICHIRI 本町）
平成14年10月	神戸市中央区に「Casual Dining KICHIRI」第1号店となる「KICHIRI 三宮店」を開店
平成15年4月	本社を大阪市中央区南本町に移転
平成16年7月	大阪市中央区に「SWEETS&CO.」第1号店となる「SWEETS&CO. 心斎橋」を開店（「SWEETS&CO. 大丸梅田」へ移転）
平成17年9月	大阪市中央区に「本格酒場 フクリキ」第1号店となる「本町酒場 福力」を開店
平成19年1月	「SWEETS&CO. 大丸梅田」を閉店
平成19年2月	「きちり南船場」を閉店

3【事業の内容】

当社は、団塊の世代ジュニア以降を対象に、現代人の食ニーズに合った『モダン和食』（※）を商品コンセプトとし、「Modern Japanese Dining KICHIRI」及び「Casual Dining KICHIRI」を主力業態として、大阪府に24店舗、兵庫県に5店舗、京都府に3店舗、奈良県に1店舗、東京都に1店舗の直営による飲食事業を展開しております。

それぞれの特徴は以下のとおりであります。なお、出店数については平成19年5月31日現在で記載しております。

業態	特徴	出店形態	出店数
Modern Japanese Dining KICHIRI	サービス経験豊富なスタッフによる質の高いホスピタリティ（心のこもったおもてなし）溢れるサービスを提供し、ランプシェードや間接照明を使用することで落ち着いた大人の空間を演出し、旬の味覚を和洋折衷の調理方法や色使いに気遣った盛り付けなど、オリジナリティ溢れる料理で楽しめる、本物志向のダイニングです。	ビジネス街に出店しております。 客単価：5,000円～6,000円	3店
Casual Dining KICHIRI	企業理念の『大好きがいっぱい』を表現したスタッフによる真心のこもったおもてなしと、デザイナーズマンションをイメージしたリビング風の内装で、友人の家に遊びに来たようなリラックス出来る空間を演出し、「Modern Japanese Dining KICHIRI」の人気メニューである料理やデザートを食材、調理法において合理化する事により低価格で楽しんで頂けるようアレンジしたダイニングです。	繁華街、主要ターミナル駅前、郊外の特急・急行停車駅前などに出店しております。 客単価：2,500円～3,000円	27店
Traditional Dining KICHIRI	身体に優しい安心・安全な素材を、じっくりと丹精込め意匠を凝らしてご提供するなど、「食」に対する本質的なニーズを掘り起こしております。店舗の内外装は懐かしい中にも斬新な要素が取り入れられ隠れ家的なイメージを演出したダイニングです。	郊外の特急・急行停車駅前に出店しております。 客単価：3,000円～4,000円	1店
本格酒場 フクリキ	全国から直送される本質にこだわった食材を、シンプル且つダイナミックに調理し、カウンター席を設けることで気取らず楽しめるビジネスマンの新しいライフスタイルを提供する、現代版本格酒場です。	ビジネス街に出店しております。 客単価：2,000円～3,000円	3店

※ モダン和食

団塊の世代以降、外食の産業化とともに急速に広まった外食の機会の高まりによって、現代日本人の食に対する嗜好が急激な変化を遂げました。これからもなお、食の嗜好は純和食から西洋、エスニックなどの要素を含んだ新しい現代的な和食（モダン和食）に推移すると考えられます。そのことを踏まえ当社では、海外においても新しい日本の食文化と捉えられているモダン和食をオリジナル商品コンセプトとして店舗展開を行っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
154（303）	27.7	1.8	2,662,950

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が、最近1年間において38名増加しましたが、その主な理由は、新規出店に伴う新規採用の増加によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、原油価格の高騰による経済への影響が懸念されておりましたが、企業収益が改善されたことに伴い設備投資が増加し、個人消費も緩やかに回復しつつあり、景気は回復の兆しが見られました。

外食産業におきましては、個人消費の回復の影響で客数、客単価が順調に推移し、前事業年度の売上高を上回る状態が続いておりますが、調理品や半調理品を取り扱う中食市場の拡大による他業種との競合や同業他社との競争の激化、また、BSE（狂牛病）や鳥インフルエンザの発生を契機とする食品の安全性に対する不安の高まりにより、外食産業を取り巻く環境は一段と厳しさが増しております。

このような状況のなかで当社は、店舗展開を積極的に行い、「Modern Japanese Dining KICHIRI」を京都に1店舗、「Casual Dining KICHIRI」を大阪・京都・神戸・奈良に10店舗、新業態として「本格酒場 フクリキ」を本町に出店いたしました。また、既存店舗のサービスの質の更なる向上のため、人材の育成に力を入れてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は2,373,792千円（前年同期比124.1%増）、営業利益は87,445千円（前事業年度営業損失4,112千円）、経常利益は104,846千円（前年同期比560.0%増）、当期純利益は49,338千円（前事業年度当期純損失82千円）となりました。

なお、当事業年度の売上高を業態別に示しますと、「Modern Japanese Dining KICHIRI」は355,235千円（前年同期比108.3%）、「Casual Dining KICHIRI」は1,741,686千円（前年同期比386.8%）、「Traditional Dining KICHIRI」は196,190千円（前年同期比80.3%）、「その他」は80,681千円（前年同期比219.9%）となっております。

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

当中間会計期間におけるわが国の経済は、原油価格の高騰による経済への影響が引き続き懸念されるものの、企業収益改善による設備投資の増加、雇用状況の改善による個人消費の回復と、景気は回復基調にあります。

外食産業におきましては、個人消費回復に伴い、売上高は上昇傾向にあります。しかしながら、店舗数の増加による競争は激しさを増しており、食品の安全性への不安も消えておらず、更に飲酒運転の厳罰化による消費マインドの低下の影響により、外食産業を取り巻く環境は依然厳しいものとなっております。

このような状況のなかで当社は、「Casual Dining KICHIRI」を大阪・東京に6店舗、「本格酒場 フクリキ」を大阪に2店舗出店し、関東圏への進出と利益の拡大を図ってまいりました。

その結果、売上高1,658,634千円、営業利益77,742千円、経常利益83,113千円、中間純利益44,379千円を計上いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益が94,127千円（前年同期比89,704千円増）となりましたが、12店舗の新規出店を行いましたので、当事業年度末には224,561千円と前年同期に比べ80,945千円の減少となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、247,244千円（前年同期比251.6%増）のキャッシュ・フローの増加となりました。

これは主に、税引前当期純利益が、94,127千円であったためであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、569,030千円（前年同期比130.1%増）のキャッシュ・フローの減少となりました。

これは主に、12店舗の新規出店による有形固定資産取得のために474,963千円の出金を行ったためであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、240,839千円（前年同期比41.1%減）のキャッシュ・フローの増加となりました。

これは主に、増資191,517千円・長期借入金200,000千円を行い、同時に150,678千円の長期借入金返済によるものであります。

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、税引前中間純利益を82,081千円計上したことに加え、8店舗の新規出店による保証金差入れなどの出店費用を長期借入金による収入で手当てできたため、当中間会計期間末には334,773千円と当事業年度末と比較して110,212千円増加いたしました。

当中間会計期間中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、144,699千円のキャッシュ・フローの増加となりました。

これは主に、税引前中間純利益を82,081千円計上したほか、店舗数が増加して減価償却費を50,476千円計上したためであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、262,690千円のキャッシュ・フローの減少となりました。

これは主に、8店舗の新規出店による有形固定資産取得のために184,109千円の出金を行ったためであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、228,203千円のキャッシュ・フローの増加となりました。

これは主に、長期借入金400,000千円を行い、同時に171,797千円の長期借入金返済によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、受注実績は記載しておりません。

(3) 仕入実績

仕入実績を業態別に示すと、次のとおりであります。

業態別	第8期 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
Modern Japanese Dining KICHIRI	125,288	114.6	65,006
Casual Dining KICHIRI	566,678	395.1	419,258
Traditional Dining KICHIRI	61,578	82.8	29,095
その他	21,746	128.3	30,997
合計	775,292	225.3	544,358

(注) 1. 金額は、仕入価格によって表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

販売実績を業態別に示すと、次のとおりであります。

業態別	第8期 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
Modern Japanese Dining KICHIRI	355,235	108.3	185,275
Casual Dining KICHIRI	1,741,686	386.8	1,289,588
Traditional Dining KICHIRI	196,190	80.3	93,584
その他	80,681	219.9	90,186
合計	2,373,792	224.1	1,658,634

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 収容実績

収容実績を業態別に示すと、次のとおりであります。

業態別	第8期 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	
	客席数 (千席)	前年同期比 (%)	来客数 (千人)	前年同期比 (%)	客席数 (千席)	来客数 (千人)
Modern Japanese Dining KICHIRI	127	105.8	128(67)	107.0	63	65(34)
Casual Dining KICHIRI	517	492.4	608(9)	378.0	386	510(3)
Traditional Dining KICHIRI	74	110.5	61	101.7	37	29
その他	21	—	40(23)	—	27	44(19)
合計	739	253.1	837(99)	247.2	513	648(56)

(注) 1. 客席数は、各月末現在の各店舗客席数×営業日数として算出しております。

2. ランチ来客数を()内数で記載しております。

3【対処すべき課題】

当社の属する外食産業は成熟期に入り、店舗間の競合・競争が激化しております。また、BSE（狂牛病）や鳥インフルエンザの発生から、食品の安全性に関する問題の影響、更に飲酒運転の厳罰化による消費マインドの低下の影響により、外食産業を取り巻く環境は一段と厳しさが増しております。この様な状況のなか、当社は「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

(1) 競合優位性について

当社はドミナント戦略（※）の下、「Modern Japanese Dining KICHIRI」をフラッグシップ店としてブランド力の構築とサービス、更に食材、調理法、提供方法などに提案力ある商品を開発しております。ここで得た情報を基に調理法、提供方法などを最適化し、「Casual Dining KICHIRI」のメニュー編成や店舗運営にフィードバックすることで、顧客満足や付加価値を提案・提供し、差別化を図っております。また、従業員が自分なりの言葉・対応で接客する接客対応の個性化を行っております。そこから積み上げられたノウハウを社内のナレッジとして全店ベースで蓄積しフィードバックすることによって、各々が主体性をもって行動できるような組織風土を構築しております。従業員一人ひとりの個性により、来店客との関係を密接化することが次回の来店動機に繋がると考え、従業員が心からのおもてなしができるよう、当社の企業理念である「大好きがいっぱい」というマインドの共有に取り組み、更なる顧客獲得を図ってまいります。

(2) 人材確保及び教育について

当社は、ホスピタリティ（心のこもったおもてなし）に溢れた人材を採用すべく、中期経営計画に基づいた人員計画を策定し、より効果的に人材を確保するための採用活動を行っております。当社が更なる成長を達成するため、即戦力となる中途採用に加え、新卒採用も積極的に行い、様々な雇用形態や人事制度を導入していく方針であります。

また、教育に関しましては、各種社内プログラムにより、社員のレベルに応じた教育を行っております。

(3) 出店立地確保について

当社は、ドミナント構築のため「Casual Dining KICHIRI」をメインとして、新規出店を加速させる方針であります。引き続き関西圏での優良物件を確保し、並行して関東圏での出店に力を入れてまいります。

※ドミナント戦略

特定地域内に集中して店舗展開を行い、顧客への知名度と安心感を高める戦略。

4【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項であっても、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性のある事項を十分に認識した上で、リスク発生の回避あるいは発生後の速やかな対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項の記載内容及び本書中の本項以外の記載内容を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、本項中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 外食産業の動向及び競合について

外食産業におきましては、個人消費の回復の影響で客数、客単価が順調に推移し、前事業年度の売上高を上回る状態が続いておりますが、調理品や半調理品を取り扱う中食市場の拡大による他業種との競合や同業他社との競争の激化、また、BSE（狂牛病）や鳥インフルエンザの発生を契機とする食品の安全性に対する不安の高まり、更に飲酒運転の厳罰化による消費マインドの低下の影響により、外食産業を取り巻く環境は一段と厳しさが増しております。

このような環境の中、当社は、「Modern Japanese Dining KICHIRI」でブランド力を構築し、ここで得られたノウハウや高い顧客要求水準に答える技術を「Casual Dining KICHIRI」にフィードバックすることで高い顧客満足度や付加価値を実現・提供し、競合他社との差別化を図っております。

現在、当社と類似したビジネスモデルで店舗を展開する競合他社はございませんが、競合他社の類似店舗出店等により競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 店舗展開について

当社は、平成19年5月31日現在、34店舗を出店しております。今後も新規出店を加速させる方針であり、引き続き関西圏での優良物件を確保するとともに、並行して関東圏での出店にも力を入れてまいります。しかしながら、当社の希望する出店予定地の確保が出来ない等の理由により計画どおりの出店が出来ない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 法的規制について

(1) 食品衛生法について

当社が経営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、都道府県知事・市区長より飲食店営業許可を取得しております。そのため、食品衛生法の規定に違反した場合には、食品等の廃棄等、営業許可の取り消し、営業の禁止、または一定期間の営業停止等の処分を受けることがあります。

現時点において上記処分の対象となるような事由は発生しておりません。しかしながら、今後、食中毒等の事故が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」は、すべての外食産業（食品関連事業者）に食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再利用を通じて、平成18年度までに食品循環資源の再生利用等の実施率を20%に向上させることが義務付けられております。また食品廃棄物の年間発生量が100トン以上の食品関連事業者で再生利用等への取り組みが著しく不十分な場合は、罰則が適用される可能性があります。

現在当社の食品廃棄物の年間発生量は、同法の罰則の適用を受ける基準には達しておりませんが、当社は、食品廃棄物の発生要因を特定し、作業工程を見直すことで食品廃棄物の発生を抑制しており、同法の規制への対応を進めております。しかし、今後、同法の規制が強化された場合、新たに費用が発生し当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）について

飲酒運転が社会問題化しており、酒類提供飲食店等に対する目もさらに厳しいものとなっている中、今後飲酒運転や酒類提供に対する法的規制が更に強化された場合、酒類の売上減少により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 短時間労働者への社会保険の適用拡大について

現在、労働時間が通常の労働時間の3/4未満である短時間労働者は社会保険の適用対象にはなりません、厚生労働省において短期労働者に対する社会保険の適用基準を拡大する案が検討されております。将来において社会保険の適用基準が拡大され、当社の社会保険料負担が増大した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 食材等について

BSE（狂牛病）、鳥インフルエンザ、残留農薬等に代表されるように食材についてその安全性が疑われる問題が生じております。当社におきましては、安全な食材の安定的な確保に向けてこれまで以上に慎重に取り組んでいく方針ではありますが、食材の安全性が疑われる問題が生じた場合、需給関係の変動に伴う市況の変動等により、食材を安定的に確保するのに支障が生じる可能性があります、その場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 関連当事者取引について

第8期（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）における、関連当事者との取引は以下のとおりであります。

役員及び個人主要株主

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	㈲年寿興産	大阪府 柏原市	5,000	土木工事及 び不動産賃 貸業	なし	なし	不動産 の賃借	不動産の 賃借 (※1)	3,428	差入保証金	5,000
										前払費用	300
役員及び個人 主要株主	平川昌紀	-	-	当社代表取 締役	(被所有) 直接43.4	-	-	金融機関 借入に対 する債務 被保証 (※2)	403,629	-	-
								金融機関 借入に対 する担保 受入 (※3)	31,046	-	-
								不動産賃 貸借契約 に対する 債務被保 証(※4)	-	-	-
役員の子親者 (当社代表取 締役平川昌紀 の弟)	平川勝基	-	-	会社役員	(被所有) 直接4.5	-	-	金融機関 借入に対 する担保 受入 (※5)	54,510	-	-
								不動産賃 貸借契約 に対する 債務被保 証(※4)	-	-	-
役員	小溝明生	-	-	当社取締役	(被所有) 直接0.3	-	-	不動産賃 貸借契約 に対する 債務被保 証(※4)	-	-	-

(注) 1. 上記取引金額については消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。なお、当該不動産の賃借は、平成19年5月31日現在において解消しております。
- (※2) 当社は、金融機関借入に対して、代表取締役平川昌紀より債務保証を受けております。この債務保証に対する保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、当社借入金額の残高を記載しております。なお、当該債務保証は、平成19年5月31日現在においてすべて解消しております。
- (※3) 当社は金融機関借入に対して、代表取締役平川昌紀が所有する不動産の担保提供を受けております。この担保の受入に対する保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、担保提供による当社借入金額の残高を記載しております。なお、当該担保提供は、平成19年5月31日現在においてすべて解消しております。
- (※4) 当社が賃借している店舗等の賃借契約に対する被保証であり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間賃借料は次のとおりであります。

氏名	被保証件数 (平成18年6月30日現在)	年間対象賃借料 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
平川昌紀	14件	143,303千円
平川勝基	1件	15,000千円
小溝明生	1件	312千円

なお平成19年5月31日現在において平川昌紀の14件の被保証の内4件を解消しております。小溝明生の被保証は、平成19年5月31日現在において解消しております。また平川勝基の被保証は、平成19年5月31日現在において平川昌紀に変更されております。

- (※5) 当社は、金融機関借入に対して、役員の子親者が所有する不動産の担保提供を受けております。この担保の受入に対する保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、担保提供による当社借入金額の残高を記載しております。なお、当該担保提供は、平成19年5月31日現在においてすべて解消しております。

7. 人材の確保と育成について

当社は、積極的な店舗展開を行う方針であり、店舗展開に必要な人材を確保していく必要がありますが、特にホスピタリティに溢れた人材を採用すべく、中期経営計画に基づいた人員計画を策定し、より効果的に人材を確保するための採用活動を行っております。また、当社は、更なる成長を達成するため、即戦力となる中途採用に加え、新卒採用も積極的に行い、様々な雇用形態や人事制度を導入していく方針であります。しかしながら、人材の確保及び育成が当社の計画どおりに進まない場合、当社の事業展開が制約される可能性があり、その場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 有利子負債依存度について

当社は出店のための設備投資資金を主に金融機関からの借入により調達しております。当社の総資産に占める有利子負債の割合は第9期中間会計期間末で37.9% (631,832千円/1,665,565千円) と比較的高率になっております。そのため、今後金利が上昇した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

9. 代表取締役への依存について

当社の代表取締役社長である平川昌紀は当社の発行済株式総数の43.4% (本書提出日現在) を保有しており、また、当社の経営方針及び経営戦略全般の決定等における同氏の役割は大きいことから、当社は同氏に対する依存度が高いと認識しております。

当社では、事業規模の拡大に伴い他の取締役への権限委譲や人員拡充等、経営組織の強化を推進し、社長に過度に依存しない体制の構築を進めておりますが、当社の計画どおりに体制の構築及び人材強化を達成する前に、何らかの要因により、同氏が当社の業務執行を継続することが困難になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

10. ストックオプションと株式の希薄化について

当社では、役員及び従業員の業績向上に対する士気を高める目的、また、当社が業務委託しているデザイナー、コンサルティング会社等の外部支援者に当社の目標を共有して頂く目的で、これらの者に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は1,070株であります。今後も業績向上等、当社の成長に貢献するであろう社員には、新株予約権の付与を行っていく方針であります。そのため、これらの新株予約権の行使がなされた場合は、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

11. 新規出店に伴う設備投資について

当社が今回計画している公募増資による調達資金は、新規出店に伴う設備投資に充当する予定であります。当社は、採算性に十分留意した上で新規出店に伴う設備投資を実施する所存であります。今回の調達資金による投資が、必ずしも当社が期待した収益に貢献する保証はありません。

12. 配当政策について

当社は、株主への配当政策を重要な経営課題と認識しておりますが、過年度においては、新規出店や人材育成への投資等に利益を充当することにより事業を拡大し、将来の利益貢献を果たすことが株主に対する最大の利益還元につながるとの認識から、内部留保を優先させてまいりました。

今後の配当につきましては、利益成長に応じた安定的な配当を検討してまいりますが、経営成績及び財務状態を勘案した上で、内部留保を優先させる可能性があります。

13. 新規出店に伴う差入保証金について

当社は、賃借により出店等を行うことを基本方針としており、すべての店舗において保証金を差入れております。

今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗における営業の継続に支障が生じたり、退店時に差入保証金等の一部または全部が返還されない可能性があります。また、当社の都合によって不採算店舗の契約を中途解約する場合等には、締結している賃貸借契約の内容によって、差入保証金等の一部または全部が返還されない場合があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

14. ベンチャーキャピタル等による株式の所有について

平成19年5月31日現在、当社発行済株式総数7,052株のうち、いわゆるベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は2,052株であり、発行済株式総数の29.1%を占めます。

一般的に、ベンチャーキャピタル等の所有目的は、株式公開後に売却してキャピタルゲインを得ることであり、ベンチャーキャピタル等は当社の株式公開後において、所有する株式の全部または一部を売却することが想定されます。その場合には、当該株式の売却により株式供給量が増えて、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

15. 新規出店による業績の変動について

当社の最近5年間における業績の推移は以下のとおりであります。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期中間期
決算年月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成18年12月
売上高 (千円)	410,711	618,137	724,520	1,059,387	2,373,792	1,658,634
営業利益又は営業損失(△) (千円)	18,990	12,375	4,122	△4,112	87,445	77,742
経常利益(千円)	21,132	13,611	16,857	15,886	104,846	83,113
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	6,660	5,828	9,092	△82	49,338	44,379
期中における出店数	3	2	1	6	12	8

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第7期の財務諸表、第8期の財務諸表及び第9期中間期の中間財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人による監査及び中間監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。

3. 第6期につきましては、特定の仕入業者から同社商品のみを使用する対価として資金等の提供を受けており、営業外収益(協賛金)に計上しておりましたが、第7期以降につきましては、新規出店時の費用の一部を仕入先が負担する契約を新たに締結したことにより、その一部を販売費及び一般管理費から控除しております。

第7期（平成17年6月期）において当期純損失を計上しておりますが、これは、同期に6店舗の新規出店を行ったことから、出店及び人材確保に係る費用、店舗数増加に伴う管理体制強化に係る費用など販売費及び一般管理費が増加したことによるものです。

このように新規出店により、一時的に経費が増大し、短期的には業績が変動する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりまして、当事業年度末における資産・負債及び当事業年度の収益・費用の報告数値、並びに開示に影響を与える見積りを行っております。当該見積りに際しましては、過去の実績や状況に応じて、合理的と考えられる要因等に基づき行っております。しかしながら、見積り特有の不確実性により、実際の結果は異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

売上高は、前事業年度に比べ1,314,404千円増加し、2,373,792千円となりました。これは、既存店が好調を維持していることでもあります。期首の15店舗から期末27店舗となる12店舗の出店による売上が寄与したためであります。

売上総利益額は881,442千円増加し、1,603,987千円となりました。この内、多店舗展開による認知度を確かなものとするため、また顧客満足を高めるため、品質の高いメニューを加えたため、前事業年度に比べ原価率が0.6%上昇しております。

営業利益は前事業年度の△4,112千円から91,557千円の増加で、87,445千円となりました。これは、店舗数の増加により、本社経費を店舗利益で補える状態になっていることを示しております。

経常利益は営業利益の増加により88,959千円増加で104,846千円となりました。

最後に当事業年度は、減損会計の適用により10,719千円の特別損失を計上しております。以上の結果、当期純利益は前事業年度より49,420千円増加し、49,338千円となりました。

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

売上高は1,658,634千円、売上原価は536,539千円、売上原価率は32.3%となりました。

以上の結果、売上総利益額は1,122,095千円となりました。

また、営業利益は77,742千円で売上高比率は4.7%となりました。これは販売費及び一般管理費1,044,353千円（主な内訳：人件費507,055千円、地代家賃183,140千円）が主な要因となっております。

経常利益は協賛金収入8,881千円が主な要因で83,113千円となりました。

以上の結果、中間純利益は44,379千円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

資産合計は、前事業年度末に比べ336,846千円増加し、1,255,236千円となりました。その中で流動資産は57,606千円減少しております。これは現金及び預金で80,945千円のマイナスが主な原因となっております。固定資産に関しては394,453千円増加しております。これは店舗出店の増加による建物科目の増加分298,202千円が大きな要因となっております。

負債合計は、前事業年度より94,908千円増加で656,160千円となりました。その中で流動負債合計は61,419千円増加しております。これは店舗数増加による各要因が影響しております。従業員増加分の給与による未払費用の増加33,051千円、取引高増加による買掛金の増加37,458千円、有利子負債（1年以内返済予定の長期借入金）の増加13,825千円及び法人所得の増加に伴う税金（未払法人税等・未払消費税等）が60,288千円増加していることが要因となっております。固定負債合計は33,488千円増加しております。この主な要因は新規出店の際の長期借入金35,497千円増加したことによるものです。

純資産合計は、241,938千円増加し、599,076千円となっております。これは、平成17年10月31日に実施した第三者割当増資による資本金90,300千円、資本剰余金90,300千円、平成18年6月28日に実施した第三者割当増資による資本金6,000千円、資本剰余金6,000千円、さらに当期純利益49,338千円の計上に伴い利益剰余金が増加したことによるものです。

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

当中間会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ410,328千円増加し、1,665,565千円となりました。その中で流動資産は143,334千円増加しております。これは現金及び預金の116,213千円のプラスが主な原因となっております。固定資産に関しては266,994千円増加しております。これは店舗出店の増加による建物科目の増加分203,397千円が大きな要因となっております。

負債合計は、前事業年度より365,949千円増加で1,022,109千円となりました。これは店舗数増加による各要因が影響しております。従業員増加分の給与による未払費用の増加45,103千円、取引高増加による買掛金の増加39,603千円、有利子負債（1年以内返済予定の長期借入金）の増加50,195千円及び法人所得の増加に伴う税金（未払法人税等・未払消費税等）が20,345千円増加していることが要因となっております。

純資産合計は、前事業年度より44,379千円増加し、643,455千円となっております。これは、中間純利益44,379千円の計上に伴い利益剰余金が増加したことによるものです。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、設立より企業理念の浸透とドミナント構築による規模拡大、更にはサービスの向上、商品の品質向上を行うことで外食産業におけるスタンダードの創造を目指しております。その目標に向かい、平成19年5月末現在関西圏にて33店舗、関東圏に1店舗を運営する企業体となっております。

今後は、現在の戦略を継続しつつ、関西圏の出店と同時に関東圏での出店も行い、更なる規模の拡大とブランド力の構築を行ってまいります。それに伴い、「3 対処すべき課題」に挙げられている課題を解決し、外食産業の新たなスタンダードの創造を成し遂げてまいります。

(5) 資金の財源及び資金の流動性の分析

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物について、営業活動の結果得られた資金は247,244千円（前年同期比251.6%増）となりました。これは主として、売上高及び営業利益が増加したことにより、税引前当期純利益が94,127千円と増加したほか、新規出店のための設備投資に伴い減価償却費が76,199千円計上されたこと、取引高の増加により、仕入債務が37,458千円、未払費用が33,053千円それぞれ増加したこと等によるものです。

投資活動の結果使用した資金は569,030千円（前年同期比130.1%増）となりました。これは主として、新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出474,963千円、並びに差入保証金の差入による支出78,671千円があったこと等によるものです。

財務活動の結果得られた資金は240,839千円（前年同期比41.1%減）となりました。これは主として、新規出店のための長期借入金による収入200,000千円、長期借入金の返済による支出150,678千円、並びに株式の発行による収入191,517千円があったこと等によるものです。

以上の結果、当事業年度末の資金残高は、前事業年度に比して80,945千円減少し、当事業年度末には224,561千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

当事業年度の主な設備投資といたしまして、「Modern Japanese Dining KICHIRI」を1店舗、「Casual Dining KICHIRI」を10店舗、「本格酒場 フクリキ」を1店舗開店いたしました。これに伴う投資金額の総額は、468,336千円となります。金額には出店に伴う差入保証金を含んでおります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

当中間会計期間の主な設備投資といたしまして、「Casual Dining KICHIRI」を6店舗、「本格酒場 フクリキ」を2店舗開店いたしました。これに伴う投資金額の総額は、306,657千円となります。金額には出店に伴う差入保証金を含んでおります。

また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

「Modern Japanese Dining KICHIRI」

平成18年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸面積 (面積㎡)	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
KICHIRI honmachi・本社 (大阪市中央区)	店舗・事務所・ セントラルキッチン	1,037.08	30,494	6,760	13,389	50,643	34 (9)
KICHIRI nishi-shinchi (大阪市北区)	店舗	261.25	17,700	2,090	4,750	24,540	6 (6)
KICHIRI yodoyabashi (大阪市中央区)	店舗	245.04	19,162	2,956	4,446	26,564	5 (5)
KICHIRI karasuma (京都市下京区)	店舗	116.95	25,369	757	8,813	34,939	3 (5)

「Casual Dining KICHIRI」

平成18年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸面積 (面積㎡)	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
KICHIRI 三宮店 (神戸市中央区)	店舗	145.62	10,722	1,911	7,000	19,633	2 (11)
KICHIRI 難波店 (大阪市中央区)	店舗	197.66	22,069	254	12,600	34,923	3 (10)
KICHIRI 八尾店 (大阪府八尾市)	店舗	130.78	19,233	—	1,500	20,733	2 (10)
KICHIRI 高槻店 (大阪府高槻市)	店舗	121.62	7,731	1,619	2,000	11,350	3 (5)
KICHIRI 心斎橋店 (大阪市中央区)	店舗	249.82	19,038	396	4,000	23,434	4 (12)
KICHIRI 道頓堀店 (大阪市中央区)	店舗	226.06	17,117	—	20,000	37,117	4 (8)
KICHIRI 梅田店 (大阪市北区)	店舗	317.50	36,773	262	35,000	72,035	6 (14)

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸面積 (面積㎡)	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
KICHIRI 難波駅前店 (大阪市中央区)	店舗	248.30	27,525	277	12,017	39,819	3 (12)
KICHIRI 三宮サンキタ通り店 (神戸市中央区)	店舗	325.62	43,615	295	15,000	58,910	5 (19)
KICHIRI 三宮フラワーロード店 (神戸市中央区)	店舗	224.02	26,671	256	13,425	40,352	3 (12)
KICHIRI 江坂店 (大阪府吹田市)	店舗	502.85	60,205	1,494	7,605	69,304	4 (11)
KICHIRI 河原町店 (京都市中京区)	店舗	211.28	23,534	999	10,000	34,533	3 (16)
KICHIRI 阪急岡本店 (神戸市東灘区)	店舗	195.04	23,892	1,545	11,987	37,424	3 (12)
KICHIRI お初天神店 (大阪市北区)	店舗	352.66	37,516	2,851	9,441	49,808	5 (14)
KICHIRI 大和八木店 (奈良県橿原市)	店舗	242.48	28,896	3,078	1,500	33,474	2 (13)
KICHIRI 京都三条店 (京都市中京区)	店舗	135.50	20,463	—	5,250	25,713	2 (8)
KICHIRI 寝屋川市駅前店 (大阪府寝屋川市)	店舗	150.92	28,111	—	3,000	31,111	2 (11)
KICHIRI 京橋店 (大阪市都島区)	店舗	199.71	27,639	167	8,587	36,393	3 (8)
KICHIRI 豊中駅前店 (大阪府豊中市)	店舗	237.52	26,795	—	6,265	33,060	2 (12)
KICHIRI 茶屋町店 (大阪市北区)	店舗	210.51	23,708	—	16,590	40,298	2 (14)
KICHIRI 梅新店 (大阪市北区)	店舗	219.36	28,340	243	7,273	35,856	2 (10)
CASA KICHIRI 高槻 (大阪府高槻市)	店舗	158.68	26,530	—	6,850	33,380	2 (9)
KICHIRI 堺東駅前店 (堺市堺区)	店舗	442.98	62,493	292	3,580	66,365	2 (15)
KICHIRI 池袋東口店 (東京都豊島区)	店舗	240.60	35,671	—	15,500	51,171	2 (13)

「Traditional Dining KICHIRI」

平成18年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸面積 (面積㎡)	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
きちり喰堂 (大阪府柏原市)	店舗	227.94	7,755	631	5,000	13,386	3 (6)
きちり味斗 (大阪府柏原市)	店舗	242.25	6,226	778	1,900	8,904	2 (6)

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸面積 (面積㎡)	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本町酒場 福力 (大阪市中央区)	店舗	163.86	14,462	—	8,000	22,462	3 (4)
北浜酒場 福力 (大阪市中央区)	店舗	123.69	14,065	—	5,500	19,565	2 (5)
堂島酒場 福力 (大阪市北区)	店舗	166.22	23,721	293	8,446	32,460	1 (6)

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
 2. 従業員数は、就労人員であり、() 内に臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
 3. その他は差入保証金です。なお、本社には車両運搬具も含まれております。
 4. 平成19年1月1日より平成19年5月31日現在までに完成した設備は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸面積 (面積㎡)	帳簿価格				従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
布施駅前店 (大阪府東大阪市)	店舗	165.28	35,769	—	2,500	38,269	2 (9)
伊丹駅前店 (兵庫県伊丹市)	店舗	296.16	36,334	—	4,500	40,834	2 (10)

5. 平成19年1月1日から平成19年5月31日現在までに完成した改修は以下のとおりであります。なお、完成後の増加能力については、店舗の改修であるため、増加はありません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額 (千円)	資金調達方法	着手年月	完了年月	完成後の 増加能力 (席数)
CASA KICHIRI 本町 (大阪市中央区)	店舗	20,000	自己資金及び 借入金	平成19年2月	平成19年3月	—

6. 平成19年1月1日から平成19年5月31日現在までに売却した設備は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	売却額 (千円)	売却年月	売却による減少能力 (席数)
きちり喰堂 (大阪府柏原市)	店舗	7,000	平成19年5月	100

7. 店舗賃借料及びリース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

「Modern Japanese Dining KICHIRI」

事業所名	年間賃借料 (千円)	リース契約			
		数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
KICHIRI honmachi・本社	12,000	一式	5	1,008	8,419
KICHIRI nishi-shinchi	10,285	一式	5	94	256
KICHIRI yodoyabashi	8,892	一式	5	94	256
KICHIRI karasuma	10,535	一式	5	2,445	10,188

「Casual Dining KICHIRI」

事業所名	年間賃借料 (千円)	リース契約			
		数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
KICHIRI 三宮店	8,496	一式	5	94	256
KICHIRI 難波店	16,440	一式	5	3,347	7,296
KICHIRI 八尾店	4,737	一式	5	2,426	6,711
KICHIRI 高槻店	6,600	一式	5	1,357	3,856
KICHIRI 心斎橋店	12,000	一式	5	2,006	5,854
KICHIRI 道頓堀店	11,707	一式	5	1,772	5,445
KICHIRI 梅田店	26,856	一式	5	3,516	11,065
KICHIRI 難波駅前店	16,343	一式	5	3,180	10,574
KICHIRI 三宮サンキタ通り店	26,580	一式	5	4,668	15,891
KICHIRI 三宮フラワーロード店	13,200	一式	5	3,259	11,064
KICHIRI 江坂店	19,200	一式	5	5,652	20,577
KICHIRI 河原町店	15,000	一式	5	3,168	11,743
KICHIRI 阪急岡本店	14,400	一式	5	2,937	10,889
KICHIRI お初天神店	19,202	一式	5	4,889	18,061
KICHIRI 大和八木店	7,800	一式	5	3,453	13,306
KICHIRI 京都三条店	9,300	一式	5	1,739	8,202
KICHIRI 寝屋川市駅前店	6,000	一式	5	2,140	12,127
KICHIRI 京橋店	11,503	一式	5	1,282	9,023
KICHIRI 豊中駅前店	7,554	一式	5	1,260	13,084
KICHIRI 茶屋町店	18,000	一式	5	908	11,956
KICHIRI 梅新店	9,555	一式	5	659	11,773
CASA KICHIRI 高槻	4,340	一式	5	533	9,496
KICHIRI 堺東駅前店	6,900	一式	5	344	19,052
KICHIRI 池袋東口店	11,550	一式	5	273	15,138

「Traditional Dining KICHIRI」

事業所名	年間賃借料 (千円)	リース契約			
		数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
きちり喰堂	3,428	一式	5	94	256
きちり味斗	5,142	一式	5	94	256
きちり南船場	8,079	一式	5	94	256

本格酒場 フクリキ

事業所名	年間賃借料 (千円)	リース契約			
		数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本町酒場 福力	9,000	一式	5	847	5,933
北浜酒場 福力	5,500	一式	5	680	7,036
堂島酒場 福力	5,349	一式	5	686	12,247

3【設備の新設、除却等の計画】 (平成19年5月31日現在)

当社の設備投資については、ドミナント構築、投資効率、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。
なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

平成19年5月31日現在における重要な設備の計画は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席数)
		総額	既支払額				
難波新店 (大阪府中央区)	店舗	65,125	10,026	自己資金、増 資資金及び借 入金	平成19年4月	平成19年7月	97
枚方新店 (大阪府枚方市)	店舗	82,720	—	自己資金、増 資資金及び借 入金	平成19年9月	平成19年10月	200
秋葉原新店 (東京都千代田区)	店舗	143,257	20,628	自己資金、増 資資金及び借 入金	平成19年3月	平成20年5月	217

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	28,000
計	28,000

(注) 平成18年9月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より18,000株増加し、28,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	7,052	非上場
計	7,052	—

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年9月13日定時株主総会決議（平成16年12月24日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成18年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日）
新株予約権の数（個）	160	150（注）1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2.	320	300（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3.	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月1日 至 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4.	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れ、その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

4. 新株予約権の割当を受けたものが、取締役・監査役・従業員である場合は、権利行使時においても、当社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合、当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

② 平成17年9月28日定時株主総会決議（平成17年10月29日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	266	240(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2.	532	480(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3.	300,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れ、その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合または資本の減少を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

4. 当該新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役または従業員である場合は権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

③ 平成17年9月28日定時株主総会決議（平成18年6月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	300	290(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2.	300	290(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3.	300,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れ、その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合または資本の減少を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

4. 当該新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役または従業員である場合は権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成15年6月28日 (注) 1	600	800	30,000	40,000	—	—
平成16年6月18日 (注) 2	1,600	2,400	8,000	48,000	8,000	8,000
平成16年9月18日 (注) 3	60	2,460	9,000	57,000	9,000	17,000
平成16年10月8日 (注) 4	30	2,490	4,500	61,500	4,500	21,500
平成17年3月25日 (注) 5	715	3,205	125,125	186,625	125,125	146,625
平成17年10月31日 (注) 6	301	3,506	90,300	276,925	90,300	236,925
平成18年6月28日 (注) 7	20	3,526	6,000	282,925	6,000	242,925
平成18年6月30日 (注) 8	3,526	7,052	—	282,925	—	242,925

- (注) 1. 有償第三者割当
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 平川 昌紀、平川 勝基他4名
2. 有償第三者割当
発行価格 10,000円
資本組入額 5,000円
割当先 平川 昌紀、平川 勝基他4名
3. 有償第三者割当
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社
ジャフコVI-B投資事業有限責任組合、ジャフコVI-A号投資事業有限責任組合
ジャフコVI-スター投資事業有限責任組合
4. 有償第三者割当
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 三井物産株式会社
5. 有償第三者割当
発行価格 350,000円
資本組入額 175,000円
割当先 MVCグローバルジャパンファンドⅡ投資事業組合
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合
ジャフコVI-B号投資事業有限責任組合他5社
6. 有償第三者割当
発行価格 600,000円
資本組入額 300,000円
割当先 MVCグローバルジャパンファンドⅢ投資事業組合
京都ベンチャー育成ファンド4号投資事業有限責任組合他8社
7. 有償第三者割当
発行価格 600,000円
資本組入額 300,000円
割当先 アサヒビール株式会社、サントリー株式会社
8. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年5月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	5	—	—	23	29	—
所有株式数(株)	—	110	—	1,300	—	—	5,642	7,052	—
所有株式数の割合(%)	—	1.56	—	18.43	—	—	80.01	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,052	7,052	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,052	—	—
総株主の議決権	—	7,052	—

② 【自己株式等】

平成19年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法280条ノ21の規定に基づき、平成16年9月13日開催の定時株主総会及び平成17年9月28日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

① 旧商法第280条ノ20及び旧商法280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権

決議年月日	平成16年9月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、監査役1名、従業員5名、当社外部支援者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 旧商法第280条ノ20及び旧商法280条ノ21の規定に基づく第2回新株予約権

決議年月日	平成17年9月28日
付与対象者の区分及び人数	平成17年10月30日付与分 取締役4名、監査役2名、従業員24名 平成18年6月30日付与分 従業員37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成と教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

配当の決定機関は株主総会とし、現在は人材育成及び教育、将来の事業展開のために必要な内部留保を確保するため、配当は実施しておりません。

今後の配当につきましては、経営成績及び財務状態を勘案した上で、利益成長に応じた安定的な配当を検討してまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	平川 昌紀	昭和44年7月16日生	平成5年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート入社（現 株式会社ダイヤモンドドンサエティ） 平成9年11月 個人にて飲食店の経営開始 平成10年7月 有限会社吉利設立（現株式会社きちり） 代表取締役 平成12年11月 株式会社きちり 当社代表取締役社長（現任）	平成19年3月から 平成20年9月まで	3,060
取締役副社長	チェーンオペレーション担当	田端 弘一	昭和47年10月11日生	平成10年3月 納谷水産株式会社入社 平成11年9月 当社入社 平成15年7月 当社営業統括本部長 平成15年9月 当社取締役営業統括本部長 平成18年10月 当社取締役副社長チェーンオペレーション担当（現任）	平成19年3月から 平成20年9月まで	40
取締役	内部監査室長	小溝 明生	昭和39年4月25日生	平成元年8月 株式会社ティップネス入社 平成13年5月 当社入社 平成16年3月 当社管理本部長 平成16年9月 当社取締役管理本部長 平成18年4月 当社取締役HCM本部長 平成18年10月 当社取締役内部監査室長（現任）	平成19年3月から 平成20年9月まで	20
取締役	社長室長	土居 加奈	昭和44年4月5日生	平成5年8月 株式会社エイトサービス入社 平成11年4月 当社入社 平成16年3月 当社社長室長 平成16年9月 当社監査役 平成17年9月 当社取締役社長室長（現任）	平成19年3月から 平成20年9月まで	40
取締役	管理本部長	葛原 昭	昭和48年9月19日生	平成10年12月 橋爪総合会計事務所入所 平成15年2月 当社入社 平成17年11月 当社執行役員株式公開準備室長 平成18年4月 当社執行役員管理本部長 平成18年10月 当社取締役管理本部長（現任）	平成19年3月から 平成20年9月まで	20
常勤監査役	—	末久 英夫	昭和18年4月18日生	平成12年4月 株式会社オフィステクノ入社 平成12年9月 同社取締役管理本部長 平成13年4月 株式会社ミレニアムゲートテクノロジー入社 平成13年9月 同社取締役管理本部長 平成17年1月 株式会社アルテックジャパン顧問 平成17年6月 当社顧問 平成17年9月 当社監査役（現任）	平成19年3月から 平成22年9月まで	—
監査役	—	榎 卓生	昭和38年2月23日生	昭和60年4月 太田昭和監査法人（現 新日本監査法人）入社 平成9年4月 榎公認会計士・税理士事務所開業 平成10年6月 SPK株式会社監査役（現任） 平成12年1月 株式会社マネージメントリファイン代表取締役（現任） 平成14年10月 税理士法人大手前総合事務所代表社員（現任） 平成17年9月 当社監査役（現任）	平成19年3月から 平成22年9月まで	—
計						3,180

(注) 監査役榎卓生は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるため、経営の健全性・透明性を確保し、社会からの信頼の確保に努める所存であります。その実現のため、経営組織体制を整備し、様々な施策を実施しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① コーポレート・ガバナンス体制の状況

・取締役会

取締役会は、取締役5名で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ運営されております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

・監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役は監査役2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、監査の独立性を確保しながら、取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告し、会計監査人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に会計監査人より報告を受けております。

なお、当社の社外監査役である榎卓生は、当社との人的関係、取引関係、その他利害関係はございません。

・内部監査室

当社では、監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任者となり、内部監査を行っております。また、必要ある場合は代表取締役の承認を得て、他の部署の者を監査業務に従事させております。内部監査室は、業務執行の適切性・効率性を確保するために、通常の業務執行から独立した機関として構成されており、内部監査担当者は監査役及び監査法人と定期的に会合を行い、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図るとともに、監査役及び監査法人からの助言等を得て内部監査の充実を図り、内部監査計画に基づいた内部監査により、内部統制を行っております。監査結果につきましては、速やかに社長へ文書報告され、監査結果を踏まえた改善指示により、業務改善を行っております。

・経営会議

経営会議は、取締役、執行役員、監査役、部長で構成されており、取締役会で決定された経営の基本方針に基づいて、全般業務の執行並びに統制に関する協議機関と位置づけ運営されております。週1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時的に開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況の確認など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図っております。

・会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
中川 一之	新日本監査法人	一年
佐藤 陽子	新日本監査法人	一年

上記2名の公認会計士に加え、その補助者として3名の公認会計士と5名の会計士補があり、合計10名が監査業務に携わっております。

なお、継続年数につきましては、7年以内であるため記載を省略しております。また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

② 法律顧問の体制

当社は平成15年12月にあすなろ法律事務所と法律顧問契約を締結し、法律全般及び重要な法的課題について相談し、助言と指導が得られる体制をとっております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられるもののうち、特に経営方針に重要な影響があると思われる食材の安全性や法的規制の動向に留意し、必要な対策を検討し、実施するなどリスク管理体制の強化に努めております。

(3) 役員報酬及び監査報酬

当社の平成18年6月期における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役	36,060千円
監査役	4,545千円
合 計	40,605千円

(4) 監査報酬の内容

当社の平成18年6月期における監査報酬の内容は以下のとおりであります。

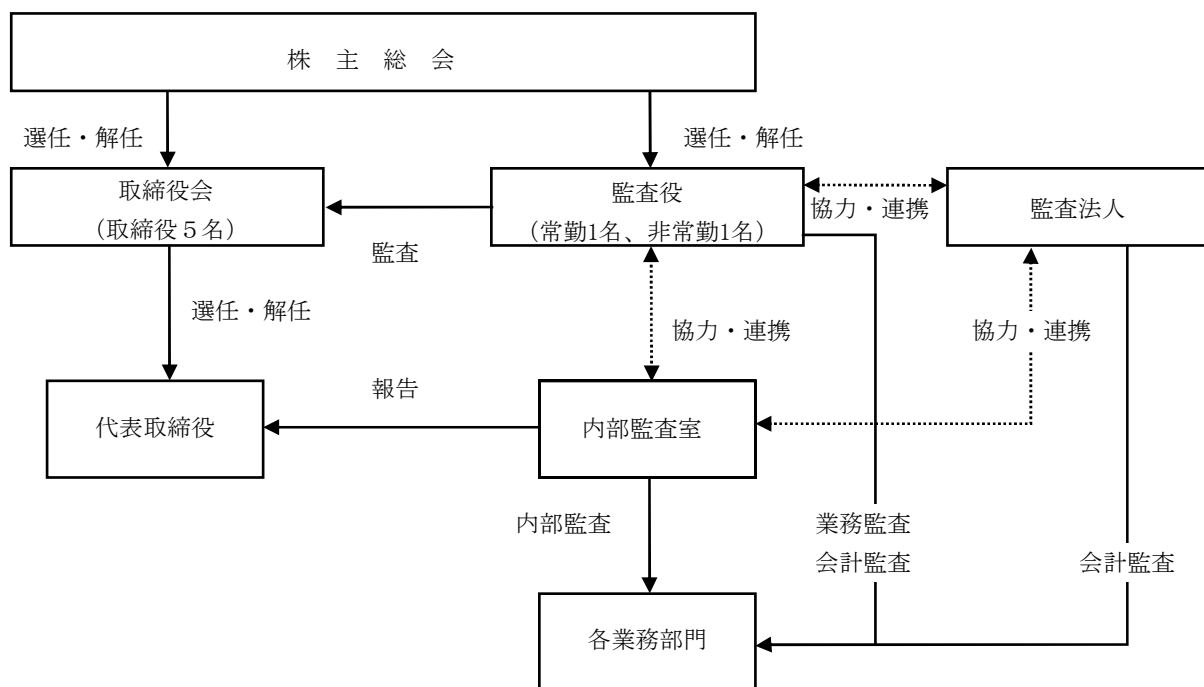
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 7,200千円

(5) 取締役の定数

当社は取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

(6) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況



第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで）及び当事業年度（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）の財務諸表並びに第9期中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年6月30日)		当事業年度 (平成18年6月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			314,506		233,561	
2. 売掛金			10,608		19,008	
3. 食品材料			12,213		17,700	
4. 前払費用			17,949		32,682	
5. 繰延税金資産			1,717		5,899	
6. 未収入金			14,869		6,919	
7. その他			2,781		1,268	
流動資産合計			374,646	40.8	317,039	25.3
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		427,041		785,596		
減価償却累計額		86,655	340,386	147,007	638,589	
(2) 車両運搬具		2,790		2,790		
減価償却累計額		1,527	1,262	2,179	611	
(3) 器具及び備品		72,901		79,751		
減価償却累計額		45,388	27,512	47,819	31,931	
有形固定資産合計			369,162	40.2	671,133	53.5
2. 無形固定資産						
(1) 電話加入権			701		701	
無形固定資産合計			701	0.1	701	0.0
3. 投資その他の資産						
(1) 出資金			1		41	
(2) 長期前払費用			8,300		18,650	
(3) 繰延税金資産			75		3,497	
(4) 差入保証金			165,502		244,173	
投資その他の資産合計			173,879	18.9	266,362	21.2
固定資産合計			543,743	59.2	938,196	74.7
資産合計			918,390	100.0	1,255,236	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年6月30日)		当事業年度 (平成18年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		45,022		82,480	
2. 1年以内返済予定の長期借入金		131,978		145,803	
3. 未払金		100,409		13,484	
4. 未払費用		44,261		77,313	
5. 未払法人税等		10,721		52,843	
6. 未払消費税等		1,625		19,791	
7. 預り金		2,159		5,880	
流動負債合計		336,176	36.6	397,596	31.7
II 固定負債					
1. 長期借入金		222,329		257,826	
2. その他		2,746		738	
固定負債合計		225,075	24.5	258,564	20.6
負債合計		561,252	61.1	656,160	52.3
(資本の部)					
I 資本金	※1	186,625	20.3	—	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		146,625		—	
資本剰余金合計		146,625	16.0	—	—
III 利益剰余金					
1. 当期末処分利益		23,888		—	
利益剰余金合計		23,888	2.6	—	—
資本合計		357,138	38.9	—	—
負債・資本合計		918,390	100.0	—	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	282,925	22.5
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		242,925	
資本剰余金合計		—	—	242,925	19.4

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年6月30日)		当事業年度 (平成18年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		73,226	
利益剰余金合計			—	73,226	5.8
株主資本合計			—	599,076	47.7
純資産合計			—	599,076	47.7
負債・純資産合計			—	1,255,236	100.0

中間貸借対照表

		第9期中間会計期間末 (平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金		349,775		
2. 売掛金		28,382		
3. たな卸資産		25,519		
4. その他		56,697		
流動資産合計			460,373	27.6
II 固定資産				
1. 有形固定資産	※1			
(1) 建物		841,987		
(2) その他		29,492		
計		871,479		
2. 無形固定資産		701		
3. 投資その他の資産				
(1) 差入保証金		299,759		
(2) その他		33,250		
計		333,010		
固定資産合計			1,205,191	72.4
資産合計			1,665,565	100.0

		第9期中間会計期間末 (平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 買掛金		122,084		
2. 1年以内返済予定の長期借入金		195,998		
3. 未払金		89,859		
4. 未払費用		122,416		
5. その他	※2	55,916		
流動負債合計			586,275	35.2
II 固定負債				
1. 長期借入金		435,834		
固定負債合計			435,834	26.2
負債合計			1,022,109	61.4
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			282,925	16.9
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		242,925		
資本剰余金合計			242,925	14.6
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		117,605		
利益剰余金合計			117,605	7.1
株主資本合計			643,455	38.6
純資産合計			643,455	38.6
負債・純資産合計			1,665,565	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)		当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	
I 売上高			1,059,387	100.0	2,373,792	100.0
II 売上原価						
1. 食品材料期首棚卸高		4,956			12,213	
2. 当期食品材料仕入高		344,099			775,292	
合計		349,056			787,505	
3. 食品材料期末棚卸高		12,213	336,842	31.8	17,700	769,804
売上総利益			722,545	68.2		1,603,987
III 販売費及び一般管理費						
1. 役員報酬		37,440			40,605	
2. 給与手当		157,983			280,975	
3. 雑給		165,446			407,105	
4. 消耗品費		35,854			58,823	
5. 水道光熱費		50,963			106,761	
6. 地代家賃		113,479			275,011	
7. 減価償却費		42,206			81,030	
8. その他		123,283	726,657	68.6	266,229	1,516,542
営業利益または営業損失(△)			△4,112	△0.4		87,445
IV 営業外収益						
1. 受取利息		1			1	
2. 協賛金		26,303			22,256	
3. その他		2,095	28,400	2.7	2,228	24,487
V 営業外費用						
1. 支払利息		3,668			4,468	
2. 新株発行費		1,931			1,082	
3. 金利スワップ評価損		1,789			—	
4. その他		1,010	8,401	0.8	1,534	7,085
経常利益			15,886	1.5		104,846

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月 30日)			当事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月 30日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別損失							
1. 固定資産売却損	※ 1	378			—		
2. 固定資産除却損	※ 2	2,071			—		
3. 災害損失	※ 3	1,114			—		
4. 資産買取処分損	※ 4	7,900			—		
5. 減損損失	※ 5	—	11,464	1.1	10,719	10,719	0.4
税引前当期純利益			4,422	0.4		94,127	4.0
法人税、住民税及び事業税		8,327			52,392		
法人税等調整額		△3,822	4,504	0.4	△7,603	44,788	1.9
当期純利益または当期純損失(△)			△82	0.0		49,338	2.1
前期繰越利益			23,970			—	
当期未処分利益			23,888			—	

中間損益計算書

区分	注記 番号	第9期中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月 31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			1,658,634	100.0
II 売上原価			536,539	32.3
売上総利益			1,122,095	67.7
III 販売費及び一般管理費			1,044,353	63.0
営業利益			77,742	4.7
IV 営業外収益	※ 1		9,085	0.5
V 営業外費用	※ 2		3,714	0.2
経常利益			83,113	5.0
VI 特別損失			1,031	0.1
税引前中間純利益			82,081	4.9
法人税、住民税及び事業税		35,802		
法人税等調整額		1,900	37,702	2.2
中間純利益			44,379	2.7

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年6月30日 残高 (千円)	186,625	146,625	146,625	23,888	23,888	357,138	357,138
事業年度中の変動額							
新株の発行 (千円)	96,300	96,300	96,300			192,600	192,600
当期純利益 (千円)				49,338	49,338	49,338	49,338
事業年度中の変動額合計 (千円)	96,300	96,300	96,300	49,338	49,338	241,938	241,938
平成18年6月30日 残高 (千円)	282,925	242,925	242,925	73,226	73,226	599,076	599,076

第9期中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年6月30日 残高 (千円)	282,925	242,925	242,925	73,226	73,226	599,076	599,076
中間会計期間中の変動額							
中間純利益 (千円)				44,379	44,379	44,379	44,379
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	44,379	44,379	44,379	44,379
平成18年12月31日 残高 (千円)	282,925	242,925	242,925	117,605	117,605	643,455	643,455

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		4,422	94,127
減価償却費		38,637	76,199
長期前払費用償却		3,568	4,830
受取利息		△1	△1
支払利息		3,668	4,468
新株発行費		1,931	1,082
有形固定資産売却損		378	—
有形固定資産除却損		2,071	—
減損損失		—	10,719
売上債権の増加額		△3,427	△8,399
たな卸資産の増加額		△7,256	△5,487
仕入債務の増加額		23,234	37,458
未収入金の減少額 (△増加額)		△14,869	7,949
未払消費税等の増加額 (△減少額)		△6,074	18,166
未払金の増加額 (△減少額)		14,160	△675
未払費用の増加額		20,679	33,053
その他資産の増加額		△12,117	△13,292
その他負債の増加額		394	1,712
その他		3,010	3,310
小計		72,411	265,221
利息の受取額		1	1
利息の支払額		△3,829	△4,398
法人税等の支払額		—	△13,580
法人税等の還付額		1,731	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		70,314	247,244

		前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		△12,000	△12,000
定期預金の払戻による収入		7,000	12,000
有形固定資産の売却による収入		5,501	—
有形固定資産の取得による支出		△126,669	△474,963
無形固定資産の取得による支出		△68	—
長期前払費用の増加による支出		△6,685	△15,355
保証金の差入による支出		△117,356	△78,671
保証金の返還による収入		2,949	—
その他		—	△40
投資活動によるキャッシュ・フロー		△247,329	△569,030
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の借入れによる収入		230,000	200,000
長期借入金の返済による支出		△96,714	△150,678
株式の発行による収入		275,318	191,517
財務活動によるキャッシュ・フロー		408,604	240,839
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		231,589	△80,945
V 現金及び現金同等物の期首残高		73,917	305,506
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	305,506	224,561

中間キャッシュ・フロー計算書

		第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		82,081
減価償却費		50,476
長期前払費用償却		4,002
受取利息		△3
支払利息		2,902
有形固定資産除却損		79
売上債権の増加額		△9,373
たな卸資産の増加額		△7,818
仕入債務の増加額		39,603
未収入金の減少額		2,035
未払消費税等の減少額		△7,350
未払金の増加額		9,582
未払費用の増加額		44,961
その他資産の増加額		△11,675
その他負債の減少額		△2,990
その他		3,887
小計		200,400
利息の受取額		3
利息の支払額		△2,861
法人税等の支払額		△52,843
営業活動によるキャッシュ・フロー		144,699

第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー		
定期預金の預入による 支出		△6,001
有形固定資産の取得に よる支出		△184,109
長期前払費用の増加に よる支出		△16,114
保証金の差入による支 出		△55,932
保証金の返還による収 入		270
その他		△802
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△262,690
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー		
長期借入金の借入れに よる収入		400,000
長期借入金の返済によ る支出		△171,797
財務活動によるキャッ シュ・フロー		228,203
IV 現金及び現金同等物の増 加額		110,212
V 現金及び現金同等物の期 首残高		224,561
VI 現金及び現金同等物の中 間期末残高	※	334,773

⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成17年9月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			23,888
II 次期繰越利益			23,888

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	最終仕入原価法による原価法を採用しております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7～17年 器具及び備品 2～20年 (2) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～17年 器具及び備品 3～20年 (2) 長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 同左
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度は貸倒実績及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、貸倒引当金を計上しておりません。	貸倒引当金 同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これにより税引前当期純利益は10,719千円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は599,076千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>
<p>(外形標準課税の適用) 当事業年度において資本金が1億円を超えたことによる外形標準課税制度の適用に伴い、法人事業税の付加価値割及び資本割3,010千円については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年 2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>(仕入業者との出店賛助契約) 当事業年度より、新規出店時の費用の一部を仕入業者が負担する出店賛助にかかわる契約を新たに締結しております。なお、この契約に基づき、当事業年度に仕入業者が負担した新規出店費用は32,841千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年6月30日)	当事業年度 (平成18年6月30日)
※1. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 10,000株 発行済株式総数 普通株式 3,205株	※1. _____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)								
※1. 固定資産売却損は、建物378千円であります。 ※2. 固定資産除却損は、建物2,071千円であります。 ※3. 災害損失の内訳 台風による設備破損の修理代 1,114千円 ※4. 資産買取処分損の内訳 新店貸借時の備付け設備の処分 7,900千円 ※5. _____	※1. _____ ※2. _____ ※3. _____ ※4. _____ ※5. 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループ について減損損失を計上しました。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府</td> <td style="text-align: center;">直営店舗 (当社2物件)</td> <td style="text-align: center;">建物、器具及 び備品、長期 前払費用</td> <td style="text-align: center;">10,719千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。</p> <p style="margin-top: 10px;">直営店舗については、不採算が続き、収益性が見込まないことにより、零円まで減額し、当該減少額を減損損失（10,719千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物6,576千円、器具及び備品3,967千円、長期前払費用175千円であります。</p>	場所	用途	種類	金額	大阪府	直営店舗 (当社2物件)	建物、器具及 び備品、長期 前払費用	10,719千円
場所	用途	種類	金額						
大阪府	直営店舗 (当社2物件)	建物、器具及 び備品、長期 前払費用	10,719千円						

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	3,205	3,847	—	7,052
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数3,847株は、有償第三者割当増資による新株発行321株及び株式分割3,526株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的と なる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
		前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成17年6月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 314,506	現金及び預金勘定 233,561
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△9,000</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△9,000</u>
現金及び現金同等物 <u>305,506</u>	現金及び現金同等物 <u>224,561</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)				当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	4,239	98	4,140	建物	9,398	1,978	7,420
器具及び備品	86,103	11,642	74,460	器具及び備品	263,331	49,439	213,892
ソフトウェア	2,157	351	1,805	ソフトウェア	4,487	1,164	3,322
合計	92,500	12,093	80,406	合計	277,217	52,582	224,635
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			17,296千円	1年内			65,396千円
1年超			64,242千円	1年超			162,820千円
合計			81,539千円	合計			228,217千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料			9,452千円	支払リース料			45,015千円
減価償却費相当額			9,259千円	減価償却費相当額			42,713千円
支払利息相当額			1,208千円	支払利息相当額			4,756千円
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				4. 減価償却費相当額の算定方法 同左			
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				5. 利息相当額の算定方法 同左			
				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度 (平成17年6月30日現在)

当社は有価証券の保有をしておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (平成18年6月30日現在)

当社は有価証券の保有をしておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)	当事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)
<p>(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行うこととしております。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連

区分	種類	前事業年度（平成17年6月30日現在）				当事業年度（平成18年6月30日現在）			
		契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）	契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	100,000	100,000	△2,746	△2,746	100,000	100,000	△738	△738
	合計	100,000	100,000	△2,746	△2,746	100,000	100,000	△738	△738

（前事業年度）

（当事業年度）

（注） 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注） 時価の算定方法

同左

（退職給付関係）

前事業年度（自平成16年7月1日 至平成17年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年12月 ストック・オプション	平成17年10月 ストック・オプション	平成18年6月 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社執行役員 1名 当社従業員 6名 当社外部支援者 1名	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社執行役員 1名 当社従業員 27名	当社従業員 38名
ストック・オプション数 （注）	普通株式 320株	普通株式 532株	普通株式 300株
付与日	平成16年12月24日	平成17年10月30日	平成18年6月30日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役・監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合、かつ当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左
権利行使期間	平成19年2月1日～平成25年6月30日	平成19年10月1日～平成25年6月30日	平成19年10月1日～平成25年6月30日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年12月 ストック・オプション	平成17年10月 ストック・オプション	平成18年6月 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	320	—	—
付与	—	532	300
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	320	532	300
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	平成16年12月 ストック・オプション	平成17年10月 ストック・オプション	平成18年6月 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	150,000	300,000	300,000
単位当たりの本源的価値(付与日) (円)	—	—	0

2. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積方法

当事業年度において付与された平成18年6月ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウントキャッシュフロー法によって算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

3. ストック・オプションの当事業年度末における本源的価値の合計額

平成18年6月ストック・オプション
—

4. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

平成18年6月ストック・オプション
—

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 財務諸表への影響額

当事業年度における財務諸表への影響はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月 30日)																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">1,553</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">240</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,793</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,793</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税否認	1,553	その他	240	繰延税金資産計	1,793	繰延税金資産の純額	1,793	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">5,092</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">3,423</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">881</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,396</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,396</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税否認	5,092	減損損失	3,423	その他	881	繰延税金資産計	9,396	繰延税金資産の純額	9,396
繰延税金資産																							
未払事業税否認	1,553																						
その他	240																						
繰延税金資産計	1,793																						
繰延税金資産の純額	1,793																						
繰延税金資産																							
未払事業税否認	5,092																						
減損損失	3,423																						
その他	881																						
繰延税金資産計	9,396																						
繰延税金資産の純額	9,396																						
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">41.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">26.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">38.4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△3.7</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">101.9</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	41.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	26.2	住民税均等割等	38.4	その他	△3.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	101.9	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">41.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">3.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">留保金課税</td> <td style="text-align: right;">2.3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">47.6</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	41.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	住民税均等割等	3.2	留保金課税	2.3	その他	△0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.6
法定実効税率 (調整)	41.0																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.2																						
住民税均等割等	38.4																						
その他	△3.7																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	101.9																						
法定実効税率 (調整)	41.0																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2																						
住民税均等割等	3.2																						
留保金課税	2.3																						
その他	△0.1																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.6																						
<p>3. 当事業年度に資本金が1億円超になったことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の42.0%から41.0%に変更されております。</p> <p>この結果、繰延税金資産の金額が43千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加し、当期純損失は同額増加しております。</p>	<p>3. _____</p>																						

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成16年 7月 1日 至平成17年 6月 30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成17年 7月 1日 至平成18年 6月 30日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成16年7月1日 至平成17年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱平川興業	大阪府 柏原市	10,000	遊技場経営	なし	なし	なし	資産の購入	1,200	—	—
	㈲年寿興産	大阪府 柏原市	5,000	土木工事及び不動産賃貸業	なし	なし	不動産の賃借	不動産の賃借(※1)	3,428	差入保証金 前払費用	5,000 300
役員及び個人主要株主	平川昌紀	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接49.0	—	—	金融機関借入に対する債務被保証(※2)	354,307	—	—
								金融機関借入に対する担保受入(※3)	36,878	—	—
								不動産賃貸借契約に対する債務被保証(※4)	—	—	—
役員の近親者(当社代表取締役平川昌紀の弟)	平川勝基	—	—	会社役員	(被所有) 直接5.0	—	—	金融機関借入に対する担保受入(※5)	64,908	—	—
								不動産賃貸借契約に対する債務被保証(※4)	—	—	—
役員	小溝明生	—	—	当社取締役	(被所有) 直接0.3	—	—	不動産賃貸借契約に対する債務被保証(※4)	—	—	—

(注) 1. 上記取引金額については消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(※2) 当社は、金融機関借入に対して、代表取締役平川昌紀より債務保証を受けております。この債務保証に対する保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額には、当社借入金額の残高を記載しております。

(※3) 当社は金融機関借入に対して、代表取締役平川昌紀が所有する不動産の担保提供を受けております。この担保の受入に対する保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額には、担保提供による当社借入金額の残高を記載しております。

(※4) 当社が賃借している店舗等の賃借契約に対する被保証であり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間賃借料は次のとおりであります。

氏名	被保証件数 (平成17年6月30日現在)	年間対象賃借料 (自平成16年7月1日 至平成17年6月30日)
平川昌紀	9件	45,061千円
平川勝基	1件	18,000千円
小溝明生	1件	420千円

(※5) 当社は、金融機関借入に対して、役員の近親者が所有する不動産の担保提供を受けております。この担保の受入に対する保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額には、担保提供による当社借入金額の残高を記載しております。

当事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)年寿興産	大阪府 柏原市	5,000	土木工事及び不動産賃貸業	なし	なし	不動産の賃借	不動産の賃借(※1)	3,428	差入保証金	5,000
										前払費用	300
役員及び個人主要株主	平川昌紀	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接43.4	-	-	金融機関借入に対する債務被保証(※2)	403,629	-	-
								金融機関借入に対する担保受入(※3)	31,046	-	-
								不動産賃貸借契約に対する債務被保証(※4)	-	-	-
役員の近親者(当社代表取締役平川昌紀の弟)	平川勝基	-	-	会社役員	(被所有) 直接4.5	-	-	金融機関借入に対する担保受入(※5)	54,510	-	-
								不動産賃貸借契約に対する債務被保証(※4)	-	-	-
役員	小溝明生	-	-	当社取締役	(被所有) 直接0.3	-	-	不動産賃貸借契約に対する債務被保証(※4)	-	-	-

(注) 1. 上記取引金額については消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。なお、当該不動産の賃借は、平成19年5月31日現在において解消しております。

(※2) 当社は、金融機関借入に対して、代表取締役平川昌紀より債務保証を受けております。この債務保証に対する保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、当社借入金額の残高を記載しております。なお、当該債務保証は、平成19年5月31日現在においてすべて解消しております。

(※3) 当社は金融機関借入に対して、代表取締役平川昌紀が所有する不動産の担保提供を受けております。この担保の受入に対する保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、担保提供による当社借入金額の残高を記載しております。なお、当該担保提供は、平成19年5月31日現在においてすべて解消しております。

(※4) 当社が賃借している店舗等の賃借契約に対する被保証であり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間賃借料は次のとおりであります。

氏名	被保証件数 (平成18年6月30日現在)	年間対象賃借料 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
平川昌紀	14件	143,303千円
平川勝基	1件	15,000千円
小溝明生	1件	312千円

なお、平成19年5月31日現在において平川昌紀の14件の被保証の内4件を解消しております。小溝明生の被保証は、平成19年5月31日現在において解消しております。また平川勝基の被保証は、平成19年5月31日現在において平川昌紀に変更されております。

(※5) 当社は、金融機関借入に対して、役員の近親者が所有する不動産の担保提供を受けております。この担保の受入に対する保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、担保提供による当社借入金額の残高を記載しております。なお、当該担保提供は、平成19年5月31日現在においてすべて解消しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり純資産額 111,431円57銭	1株当たり純資産額 84,951円30銭
1株当たり当期純損失金額 30円84銭	1株当たり当期純利益金額 7,243円92銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p> <p>当社は、平成18年6月30日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 55,715円79銭</p> <p>1株当たり当期純損失金額 15円42銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p>

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	—	599,076
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	—	599,076
期末の普通株式の数 (株)	—	7,052

2. 1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
当期純利益または当期純損失(△) (千円)	△82	49,338
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益または当期純損失(△) (千円)	△82	49,338
期中平均株式数 (株)	2,661	6,811
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数160個)。詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数1,152個)。詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 最終仕入原価法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～17年 器具及び備品 3～20年 (2) 長期前払費用 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当中間会計期間は貸倒実績及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、貸倒引当金を計上しておりません。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第9期中間会計期間末 (平成18年12月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	245,971千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	
※1 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	3千円
協賛金	8,881
※2 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	2,902千円
3 減価償却実施額	
有形固定資産	50,476千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,052	—	—	7,052
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的と なる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	349,775
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△15,001
現金及び現金同等物	<u>334,773</u>

(リース取引関係)

第9期中間会計期間
(自 平成18年7月1日
至 平成18年12月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの
以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当
額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
建物	9,398	2,918	6,480
器具及び備品	372,920	81,010	291,910
ソフトウェア	6,327	1,682	4,645
合計	388,646	85,610	303,035

2. 未経過リース料中間期末残高相当額等

未経過リース料中間期末残高相当額

1年内 75,957千円

1年超 231,601千円

合計 307,558千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価
償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 35,290千円

減価償却費相当額 32,980千円

支払利息相当額 3,264千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との
差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい
ては、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第9期中間会計期間 (平成18年12月31日現在)

当社は有価証券の保有をしておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第9期中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

中間期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)
1株当たり純資産額	91,244円43銭
1株当たり中間純利益金額	6,293円13銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、新株予 約権の残高はありますが、当社株式 は非上場であるため、期中平均株価 が把握できませんので記載しており ません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	643,455
純資産の部の合計金額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	643,455
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の 普通株式の数 (株)	7,052

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

	第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)
中間純利益 (千円)	44,379
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	44,379
期中平均株式数 (株)	7,052
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権2種類 (新株予 約権の数1,152個)。 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。

(重要な後発事象)

第9期中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

⑥【附属明細表】（平成18年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	427,041	369,811	11,256 (11,256)	785,596	147,007	65,031	638,589
車両運搬具	2,790	—	—	2,790	2,179	651	611
器具及び備品	72,901	18,903	12,052 (7,518)	79,751	47,819	10,516	31,931
有形固定資産計	502,734	388,714	23,309 (18,774)	868,139	197,006	76,199	671,133
無形固定資産							
電話加入権	701	—	—	701	—	—	701
無形固定資産計	701	—	—	701	—	—	701
長期前払費用	16,754	15,355	3,800 (3,500)	28,309	9,659	4,830	18,650
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

 建物 新規出店による増加額(12店舗) 369,811千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	131,978	145,803	1.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	222,329	257,826	1.2	平成20年～平成24年
その他の有利子負債	—	—	—	—
計	354,307	403,629	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)
長期借入金	105,534	60,225	55,719	32,514

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成18年6月30日現在）

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	13,818
預金	
当座預金	664
普通預金	198,078
定期積金	9,000
別段預金	12,000
小計	219,742
合計	233,561

b 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
りそなカード株式会社	6,156
ユーシーカード株式会社	5,213
UFJニコス株式会社	4,875
三井住友カード株式会社	2,211
シティカードジャパン株式会社	479
その他	71
合計	19,008

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div (B)$ 365
10,608	329,852	321,452	19,008	94.4	16.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c 食品材料

品目	金額 (千円)
ドリンク	7,234
加工食品類	7,105
魚類	1,326
野菜類	1,022
肉類	524
その他	487
合計	17,700

d 差入保証金

区分	金額 (千円)
店舗関係	243,574
その他	599
合計	244,173

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額 (千円)
広栄株式会社	15,031
高瀬物産株式会社	11,470
株式会社アドバンフーズ	10,564
株式会社幸田	10,151
三和物産株式会社	8,847
その他	26,415
合計	82,480

b 未払費用

区分	金額 (千円)
人件費	67,101
経費	10,193
その他	17
合計	77,313

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	6月30日
株券の種類	1株券、10株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年6月29日	平川 勝基	大阪府柏原市	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社役員の子親等内の血族)	平川 昌紀	大阪市北区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	140	49,000,000 (350,000) (注) 4.	所有者の事情による
平成17年10月23日	平川 昌紀	大阪市北区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	株式会社きちり従業員持株会 理事長 中森 輝	大阪市中央区南本町2-6-22	当社の従業員持株会	40	1,280,000 (32,000) (注) 5.	従業員持株会への臨時拠出として

- (注) 1. 当社は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日2年前の日の翌日(平成16年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例の取扱い2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、「上場前公募等規則」第16条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び子親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 証券会社(外国証券会社を含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、直近取引事例を参考にし、当事者間の協議により決定しております。
5. 移動価格は、配当還元法により算出した価格を基礎として決定しております。
6. 平成18年6月30日付をもって、株式1株を2株に分割しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)	株式(4)	株式(5)
発行年月日	平成16年9月18日	平成16年10月8日	平成17年3月25日	平成17年10月31日	平成18年6月28日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	60株	30株	715株	301株	20株
発行価格	300,000円 (注)4.	300,000円 (注)4.	350,000円 (注)4.	600,000円 (注)4.	600,000円 (注)4.
資本組入額	150,000円	150,000円	175,000円	300,000円	300,000円
発行価額の総額	18,000,000円	9,000,000円	250,250,000円	180,600,000円	12,000,000円
資本組入額の総額	9,000,000円	4,500,000円	125,125,000円	90,300,000円	6,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注)2.	(注)2.

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成16年12月24日	平成17年10月30日	平成18年6月30日
種類	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	160株(注)7.	266株(注)8.	300株
発行価格	300,000円 (注)5.7.	600,000円 (注)5.8.	300,000円 (注)5.
資本組入額	150,000円(注)7.	300,000円(注)8.	150,000円
発行価額の総額	48,000,000円	159,600,000円	90,000,000円
資本組入額の総額	24,000,000円	79,800,000円	45,000,000円
発行方法	平成16年9月13日開催の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年9月28日開催の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年9月28日開催の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3.	(注)3.	(注)3.

(注)1. 第三者割当増資による株式等の発行の制限に関し、株式会社大阪証券取引所の定める規則並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則17条並びに上場公募等規則の取扱い第15条の規定において、新規上場申請者が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けたものとの間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所

有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提供を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとされております。
- (3) 当社における上場申請日の直前事業年度の末日は平成18年6月30日であります。
2. 当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた募集株式を原則として、募集株式の割当を受けた日から上場日後6ヵ月を経過する日（当該日において募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 当社は、割当を受けた者との間で、原則として新株予約権を発行する日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。また、割当を受けた新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する旨の確約を行っております。
4. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定し、当事者間で協議のうえ決定いたしました。
5. 発行価格は、直近取引事例の価格を参考に決定した価格であります。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権 (1)	新株予約権 (2)	新株予約権 (3)
行使時の払込金額	1株当たり300,000円	1株当たり600,000円	1株当たり300,000円
行使請求期間	自 平成19年2月1日 至 平成25年6月30日	自 平成19年10月1日 至 平成25年6月30日	自 平成19年10月1日 至 平成25年6月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況1. (7) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況1. (7) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況1. (7) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

7. 平成18年6月8日開催の取締役会決議により、平成18年6月30日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、発行数は320株、発行価格は150,000円、資本組入額は75,000円にそれぞれ調整されております。
8. 平成18年6月8日開催の取締役会決議により、平成18年6月30日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、発行数は532株、発行価格は300,000円、資本組入額は150,000円にそれぞれ調整されております。

2【取得者の概況】

株式 (1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 喜田 理	東京都中央区日本橋兜町 4-3	投資事業組合	40	12,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
日本アジア投資株式会社 取締役社長 立岡 登典次 資本金 24,293百万円	東京都千代田区永田町2 -13-5	投資業	10	3,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1 -8-2	投資事業組合	5	1,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1 -8-2	投資事業組合	3	900,000 (300,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1 -8-2	投資事業組合	2	600,000 (300,000)	-

株式 (2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
三井物産株式会社 代表取締役社長 檜田 松瑩 資本金 192,499百万円	東京都千代田区大手町1 -2-1	卸売業	30	9,000,000 (300,000)	取引先

株式 (3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
MVCグローバルジャパンファンドⅡ投資事業組合 業務執行組合員 株式会社エム・ヴィー・シー 代表取締役 長尾 収	東京都千代田区九段北1 -14-17	投資事業組合	115	40,250,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1 -8-2	投資事業組合	100	35,000,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 喜田 理	東京都中央区日本橋兜町4-3	投資事業組合	100	35,000,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 喜田 理	東京都中央区日本橋兜町4-3	投資事業組合	100	35,000,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
JS企業育成ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社	東京都千代田区永田町2-13-5	投資事業組合	85	29,750,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
日本アジア投資株式会社 取締役社長 立岡 登興次 資本金 24,293百万円	東京都千代田区永田町2-13-5	投資業	60	21,000,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1-8-2	投資事業組合	60	21,000,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
野村信託銀行株式会社(マイブイシー投資法人信託口) 執行役社長 園部 真 資本金 30,000百万円	東京都千代田区大手町2-2-2	金融機関	55	19,250,000 (350,000)	-
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1-8-2	投資事業組合	40	14,000,000 (350,000)	-

(注) MVCグローバルジャパンファンドⅡ投資事業組合、ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合、JS企業育成ファンド投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社、ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
MVCグローバルジャパンファンドⅢ投資事業組合 業務執行組合員 株式会社エム・ヴィー・シー 代表取締役 長尾 収	東京都千代田区九段北1-14-17	投資事業組合	50	30,000,000 (600,000)	-
京都ベンチャー育成ファンド4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 取締役社長 立岡 登興次	東京都千代田区永田町2-13-5	投資事業組合	47	28,200,000 (600,000)	-
株式会社マルゼン 代表取締役社長 渡辺 恵一 資本金 3,164百万円	東京都台東区根岸2-19-18	製造業	40	24,000,000 (600,000)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 喜田 理	東京都中央区日本橋兜町4-3	投資事業組合	34	20,400,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1-8-2	投資事業組合	33	19,800,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 喜田 理	東京都中央区日本橋兜町4-3	投資事業組合	33	19,800,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1-8-2	投資事業組合	20	12,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
日本アジア投資株式会社 取締役社長 立岡 登典次 資本金 24,293百万円	東京都千代田区永田町2-13-5	投資業	20	12,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1-8-2	投資事業組合	14	8,400,000 (600,000)	—
近畿コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 守都 正和 資本金 10,900百万円	大阪府摂津市千里丘7-9-31	製造業	10	6,000,000 (600,000)	取引先

株式 (5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
アサヒビール株式会社 代表取締役社長 荻田 伍 資本金 182,531百万円	東京都中央区京橋3-7-1	製造業	10	6,000,000 (600,000)	取引先
サントリー株式会社 代表取締役社長 佐治 信忠 資本金 30,000百万円	大阪市北区堂島浜2-1-40	製造業	10	6,000,000 (600,000)	取引先

新株予約権 (1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
小溝 明生	大阪府箕面市	会社役員	20	6,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田端 弘一	大阪市中央区	会社役員	20	6,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
土居 加奈	大阪市中央区	会社役員	20	6,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
榎 卓生	大阪市住之江区	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
小沼 憲二	神戸市灘区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
清原 康孝	大阪府柏原市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
葛原 昭	大阪市都島区	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
新原 恵理子	大阪府柏原市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	外部支援者
中森 輝	大阪府富田林市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
沼田 行正	大阪府八尾市	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	外部支援者
平田 哲士	大阪市西成区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
前田 貴子	秋田県由利本荘市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員

(注) 退職等により権利を喪失した付与対象者については記載しておりません。

新株予約権 (2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
葛原 昭	大阪市都島区	会社役員	15	9,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小溝 明生	大阪府箕面市	会社役員	15	9,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田端 弘一	大阪市中央区	会社役員	15	9,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
土居 加奈	大阪市中央区	会社役員	15	9,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小沼 憲二	神戸市灘区	会社員	12	7,200,000 (600,000)	当社従業員
清原 康孝	大阪府柏原市	会社員	12	7,200,000 (600,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
平田 哲士	大阪市西成区	会社員	12	7,200,000 (600,000)	当社従業員
前田 貴子	秋田県由利本荘市	会社員	12	7,200,000 (600,000)	当社従業員
石川 裕彦	大阪市淀川区	会社員	10	6,000,000 (600,000)	当社従業員
岩本 さゆり	神戸市中央区	会社員	10	6,000,000 (600,000)	当社従業員
白井 守	大阪市大正区	会社員	10	6,000,000 (600,000)	当社従業員
関 涼太郎	大阪市天王寺区	会社員	10	6,000,000 (600,000)	当社従業員
山口 美穂	大阪府吹田市	会社員	10	6,000,000 (600,000)	当社従業員
吉田 正人	大阪府東大阪市	会社員	10	6,000,000 (600,000)	当社従業員
内本 絢子	大阪市阿倍野区	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
榎 卓生	大阪市住之江区	会社役員	5	3,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
勝眞 治香	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
岸本 祐樹	兵庫県加東市	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
白川 登	大阪府柏原市	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
末久 英夫	大阪府東大阪市	会社役員	5	3,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
田中 純子	大阪府柏原市	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
溝口 敏一	大阪市北区	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
持橋 康弘	大阪府守口市	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
出口 健一	大阪市都島区	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
山崎 絵理香	兵庫県西宮市	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
林道 栄樹	大阪市中央区	会社員	5	3,000,000 (600,000)	当社従業員
岩倉 達樹	大阪市中央区	会社員	3	1,800,000 (600,000)	当社従業員
正田 陽一	大阪市中央区	会社員	3	1,800,000 (600,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
沼田 成寿	大阪府富田林市	会社員	3	1,800,000 (600,000)	当社従業員
松田 哲尚	大阪府高槻市	会社員	3	1,800,000 (600,000)	当社従業員

(注) 退職等により権利を喪失した付与対象者については記載しておりません。

新株予約権 (3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
塩見 信行	大阪市中央区	会社員	15	4,500,000 (300,000)	当社従業員
真崎 秀隆	福岡県筑紫野市	会社員	15	4,500,000 (300,000)	当社従業員
青谷 正資	大阪府羽曳野市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
岩本 さゆり	神戸市中央区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
篠田 妙子	大阪市北区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
白井 守	大阪市大正区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
関 涼太郎	大阪市天王寺区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
豊澤 和也	大阪府枚方市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
橋田 絵里子	京都府京丹後市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
中森 輝	大阪府富田林市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
農山 耕治郎	堺市西区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
本田 明史	奈良県奈良市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
前川 豊宏	大阪市西区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
山口 美穂	大阪府吹田市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
山本 一人	愛媛県北宇和郡鬼北町	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
與市前 淳一	兵庫県明石市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員
吉田 正人	大阪府東大阪市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
正田 陽一	大阪市中央区	会社員	9	2,700,000 (300,000)	当社従業員
松田 哲尚	大阪府高槻市	会社員	9	2,700,000 (300,000)	当社従業員
小沼 憲二	神戸市灘区	会社員	6	1,800,000 (300,000)	当社従業員
清原 康孝	大阪府柏原市	会社員	6	1,800,000 (300,000)	当社従業員
平田 哲士	大阪市西成区	会社員	6	1,800,000 (300,000)	当社従業員
前田 貴子	秋田県由利本荘市	会社員	6	1,800,000 (300,000)	当社従業員
井上 鮎子	兵庫県尼崎市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
石川 裕彦	大阪市淀川区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
内本 絢子	大阪市阿倍野区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
大川内 英紀	大阪府吹田市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
勝眞 治香	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
岸本 祐樹	兵庫県加東市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
田中 純子	大阪府柏原市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
出口 健一	大阪市都島区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
溝口 敏一	大阪市北区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
持橋 康弘	大阪府守口市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
山崎 絵理香	兵庫県西宮市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
林道 栄樹	大阪市中央区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
岩倉 達樹	大阪市中央区	会社員	4	1,200,000 (300,000)	当社従業員
沼田 成寿	大阪府富田林市	会社員	4	1,200,000 (300,000)	当社従業員

(注) 退職等により権利を喪失した付与対象者については記載しておりません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
平川 昌紀 (注) 3. 5.	大阪市北区	3,060	37.68
有限会社エムティ アンド アソシエイツ (注) 4. 5.	大阪市中央区南本町2-6-22	960	11.82
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合 (注) 5.	東京都中央区日本橋兜町4-3	346	4.26
平川 勝基 (注) 5. 6.	大阪府柏原市	320	3.94
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 (注) 5.	東京都千代田区丸の内1-8-2	276	3.40
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合 (注) 5.	東京都中央区日本橋兜町4-3	268	3.30
MVCグローバルジャパンファンドⅡ投資事業組合 (注) 5.	東京都千代田区九段北1-14-17	230	2.83
日本アジア投資株式会社 (注) 5.	東京都千代田区永田町2-13-5	180	2.22
JS企業育成ファンド投資事業有限責任組合 (注) 5.	東京都千代田区永田町2-13-5	170	2.09
ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 (注) 5.	東京都千代田区丸の内1-8-2	166	2.04
株式会社きちり従業員持株会	大阪市中央区南本町2-6-22	120	1.48
平川 貴史 (注) 6.	奈良県香芝市	120	1.48
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	112	1.38
田端 弘一 (注) 7.	大阪市中央区	110 (70)	1.35 (0.86)
土居 加奈 (注) 7.	大阪市中央区	110 (70)	1.35 (0.86)
野村信託銀行株式会社 (マイブイシー投資法人信託口)	東京都千代田区大手町2-2-2	110	1.35
MVCグローバルジャパンファンドⅢ投資事業組合	東京都千代田区九段北1-14-17	100	1.23
京都ベンチャー育成ファンド4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-13-5	94	1.16
小溝 明生 (注) 7.	大阪府箕面市	90 (70)	1.11 (0.86)
株式会社マルゼン	東京都台東区根岸2-19-18	80	0.98
葛原 昭 (注) 7.	大阪市都島区	70 (50)	0.86 (0.62)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
清原 康孝 (注) 9.	大阪府柏原市	70 (50)	0.86 (0.62)
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	60	0.74
白川 登 (注) 9.	大阪府東大阪市	50 (10)	0.62 (0.12)
小沼 憲二 (注) 9.	神戸市灘区	50 (50)	0.62 (0.62)
平田 哲士 (注) 9.	大阪市西成区	50 (50)	0.62 (0.62)
前田 貴子 (注) 9.	秋田県由利本荘市	50 (50)	0.62 (0.62)
中森 輝 (注) 9.	大阪府富田林市	50 (30)	0.62 (0.37)
榎 卓生 (注) 8.	大阪市住之江区	30 (30)	0.37 (0.37)
岩本 さゆり (注) 9.	神戸市中央区	30 (30)	0.37 (0.37)
白井 守 (注) 9.	大阪市大正区	30 (30)	0.37 (0.37)
関 涼太郎 (注) 9.	大阪市天王寺区	30 (30)	0.37 (0.37)
山口 美穂 (注) 9.	大阪府吹田市	30 (30)	0.37 (0.37)
吉田 正人 (注) 9.	大阪府東大阪市	30 (30)	0.37 (0.37)
石川 裕彦 (注) 9.	大阪市淀川区	25 (25)	0.31 (0.31)
原 裕樹	川崎市幸区	20	0.25
アサヒビール株式会社	東京都中央区京橋3-7-1	20	0.25
近畿コカ・コーラボトリング株式会社	大阪府摂津市千里丘7-9-31	20	0.25
サントリー株式会社	大阪市北区堂島浜2-1-40	20	0.25
新原 恵理子	大阪府柏原市	20 (20)	0.25 (0.25)
沼田 行正	大阪府八尾市	20 (20)	0.25 (0.25)
内本 絢子 (注) 9.	大阪市阿倍野区	15 (15)	0.18 (0.18)
勝眞 治香 (注) 9.	奈良県生駒郡斑鳩町	15 (15)	0.18 (0.18)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
岸本 祐樹 (注) 9.	兵庫県加東市	15 (15)	0.18 (0.18)
塩見 信行 (注) 9.	大阪市中央区	15 (15)	0.18 (0.18)
正田 陽一 (注) 9.	大阪市中央区	15 (15)	0.18 (0.18)
田中 純子 (注) 9.	大阪府柏原市	15 (15)	0.18 (0.18)
出口 健一 (注) 9.	大阪市都島区	15 (15)	0.18 (0.18)
真崎 秀隆 (注) 9.	福岡県筑紫野市	15 (15)	0.18 (0.18)
松田 哲尚 (注) 9.	大阪府高槻市	15 (15)	0.18 (0.18)
溝口 敏一 (注) 9.	大阪市北区	15 (15)	0.18 (0.18)
持橋 康弘 (注) 9.	大阪府守口市	15 (15)	0.18 (0.18)
山崎 絵理香 (注) 9.	兵庫県西宮市	15 (15)	0.18 (0.18)
林道 栄樹 (注) 9.	大阪市中央区	15 (15)	0.18 (0.18)
青谷 正資 (注) 9.	大阪府羽曳野市	10 (10)	0.12 (0.12)
岩倉 達樹 (注) 9.	大阪市中央区	10 (10)	0.12 (0.12)
篠田 妙子 (注) 9.	大阪市北区	10 (10)	0.12 (0.12)
末久 英夫 (注) 8.	大阪府東大阪市	10 (10)	0.12 (0.12)
豊澤 和也 (注) 9.	大阪府枚方市	10 (10)	0.12 (0.12)
農山 耕治郎 (注) 9.	堺市西区	10 (10)	0.12 (0.12)
沼田 成寿 (注) 9.	大阪府富田林市	10 (10)	0.12 (0.12)
橋田 絵里子 (注) 9.	京都府京丹後市	10 (10)	0.12 (0.12)
本田 明史 (注) 9.	奈良県奈良市	10 (10)	0.12 (0.12)
前川 豊宏 (注) 9.	大阪市西区	10 (10)	0.12 (0.12)
山本 一人 (注) 9.	愛媛県北宇和郡鬼北町	10 (10)	0.12 (0.12)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
與市前 淳一 (注) 9.	兵庫県明石市	10 (10)	0.12 (0.12)
井上 鮎子 (注) 9.	兵庫県尼崎市	5 (5)	0.06 (0.06)
大川内 英紀 (注) 9.	大阪府吹田市	5 (5)	0.06 (0.06)
計	—	8,122 (1,070)	100.00 (13.17)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 所有株式数欄及び総株式数に対する所有株式数の割合欄の () 内は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション) に伴う潜在株式数及び割合であり、内数であります。なお、今後、当社役職員でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式保有者及び潜在株式数変動する可能性があります。

3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の決議権の過半数が所有されている会社)

5. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

6. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

7. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

8. 特別利害関係者等 (当社の監査役)

9. 当社の従業員

独立監査人の監査報告書

平成19年6月1日

株式会社きちり

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 中川 一之 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 佐藤 陽子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりの平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月1日

株式会社きちり

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 中川 一之 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 佐藤 陽子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりの平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月1日

株式会社きちり

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 中川 一之 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 佐藤 陽子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きちりの平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

